

協議事項 3 別冊資料

令和 6 年 2 月 22 日

山口県教育委員会会議議案

山 口 県 教 育 委 員 会



**山口県子ども読書活動推進計画**  
**第5次計画**  
**(最終案)**

令和6年2月  
山口県教育委員会

## 目 次

<b>第1章 子ども読書活動推進計画の策定にあたって</b>	
1 計画策定の趣旨	· · · · · 1
2 計画の期間	· · · · · 1
<b>第2章 近年における子どもの読書活動に関する状況等</b>	
1 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化	· · · · · 2
(1) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定	
(2) 教育におけるデジタル化の進展	
(3) 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定	
(4) コロナ禍における子どもの読書活動の影響	
<b>第3章 第4次計画における取組状況</b>	
1 子どもの読書活動の推進における取組の現状及び成果と課題	· · · · · 4
(1) 家庭における取組の現状及び成果と課題	
(2) 地域における取組の現状及び成果と課題	
(3) 学校における取組の現状及び成果と課題	
<b>第4章 基本方針</b>	
1 家庭、地域、学校等が連携した社会総がかりによる読書活動の推進	· · · · · 12
(1) 不読率の低減に向けた読書活動の推進	
(2) 多様な子どもたちの読書機会の確保	
(3) デジタル社会に対応した読書環境の整備	
(4) 子どもの視点に立った読書活動の推進	
2 子どもの読書活動を支える人材の育成	· · · · · 13
3 普及啓発活動の促進	· · · · · 13
<b>第5章 子どもの読書活動推進の方策</b>	
1 家庭における取組	· · · · · 14
(1) 家庭の役割	
(2) 家庭における取組の促進	
2 地域における取組	· · · · · 15
(1) 公民館や児童館、放課後子ども教室、放課後児童クラブ等における取組	
① 公民館や児童館、放課後子ども教室、放課後児童クラブ等の役割	
② 公民館や児童館、放課後子ども教室、放課後児童クラブ等における取組の促進	
3 学校等における取組	· · · · · 15
(1) 幼稚園や保育所、認定こども園等における取組	
① 幼稚園や保育所、認定こども園等の役割	
② 幼稚園や保育所、認定こども園等における取組の促進	
(2) 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における取組	
① 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等の役割	
② 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における取組の促進	

4 公立図書館における取組	19
(1) 公立図書館の役割	
(2) 公立図書館における取組の促進	
5 山口県子ども読書支援センターにおける取組	21
(1) 山口県子ども読書支援センターの役割	
(2) 山口県子ども読書支援センターにおける取組の促進	
6 子どもの読書活動を支える人材の育成	23
(1) 公立図書館における司書の配置と資質の向上	
(2) 司書教諭及び学校司書の配置と資質の向上	
(3) 幼稚園教諭、保育士、保育教諭の資質の向上	
(4) 読書ボランティア団体に対する支援	
7 普及啓発活動の促進	24
(1) 保護者に対する読書活動の普及啓発	
(2) 「子ども読書の日」等を中心とした普及啓発	
(3) 優れた取組に対する表彰による普及啓発	
第6章 子どもの読書活動の効果的な推進に必要な事項	
1 推進体制	25
(1) 県の推進体制	
(2) 市町の推進体制	
(3) 読書ボランティア団体との連携・協働	
2 財政上の措置	26
3 努力目標の設定	26

# 第1章 子ども読書活動推進計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、そのための環境の整備を社会全体で積極的に推進していくことが重要です。

国では、社会全体で子どもの読書活動を推進していくため、平成13年に制定した「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下、「法」という。）に基づき、令和5年3月に第5次となる「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表しました。

本県においては、平成16年10月に「山口県子ども読書活動推進計画（第1次計画）」（平成16年度～19年度）を策定して以降、5年毎に改定を行い、子どもの読書活動推進のための方策を示すとともに、各種施策を推進してきました。

こうした本県のこれまでの取組・成果と課題を踏まえるとともに、国の新しい基本計画を参照の上、子どもの読書活動をより一層推進するため、第5次計画を策定することにしました。

本計画は、今後5年間の本県における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示すものです。

また、今後市町が、法第9条第2項に基づいて、各市町における子どもの読書活動の推進の進捗状況を踏まえ、子ども読書活動推進計画を策定する際の基本となるものです。

## 2 計画の期間

本計画は、国の新たな「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を基本とし、「山口県教育振興基本計画」（令和5年度～9年度）とも整合を図り、令和9年度までの5年間を計画期間とします。

## 第2章 近年における子どもの読書活動に関する状況等

### 1 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

#### (1) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定

令和元年6月、視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無に関わらず全ての国民が等しく読書を通じて、文字・活字文化の恩恵を享受することができる社会の実現に向けて、「読書バリアフリー法※」が公布・施行されました。

また、令和2年7月、同法第7条に基づき、施策の一層の充実を図るため、令和2年度から令和6年度を対象期間とする「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画※」が策定されました。

#### (2) 教育におけるデジタル化の進展

令和3年9月のデジタル庁の設置をはじめ、政府全体で、我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するデジタル社会の形成に向けた取組が進められ、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において、教育DX※を見据えた教育のデジタル化のミッションとして、「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」をめざすことが掲げされました。

令和元年度補正予算において、GIGAスクール構想※に必要な経費が計上され、1人1台端末や家庭でもつながる通信環境の整備等、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境の整備に必要な予算が計上されました。

---

#### ※ 読書バリアフリー法

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(令和元年法律第49号)  
障害の有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律

#### ※ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書バリアフリー法)第7条に基づき、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定された計画

#### ※ 教育DX

学校が、デジタル技術を活用して、カリキュラムや学習のあり方を革新するとともに、教職員の業務や組織、プロセス、学校文化を革新し、時代に対応した教育の確立をめざしたもの

#### ※ GIGAスクール構想

児童生徒1人につきパソコンやタブレット等の情報端末を1台配備し、ICT(情報通信技術)を取り入れた新たな教育を実現する構想

加えて、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）を踏まえ、「GIGAスクール構想の拡充」等に必要な経費が計上され、GIGAスクール構想の実現が加速しています。

また、「学校教育の情報化の推進に関する法律※」（令和元年法律第47号）に基づき、学校教育の情報化の推進に関する施策の方向性やロードマップを示す「学校教育情報化推進計画※」（令和4年12月26日）が策定され、さらに、ICTを活用するための環境整備やICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成等の基本方針が示されました。

デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）においては、将来を見越した地域活性化のためには、その基盤となる子どもたちの教育の質を、教育DXを通じて全国どこでも向上させる必要があり、GIGAスクール構想を環境整備から利活用促進の段階に大きく進めていくことなどが示されました。

### （3）第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定

令和4年1月、国は、令和4年度から令和8年度までを対象期間とする「第6次学校図書館整備等5か年計画」を策定しました。同計画では、全ての公立小中学校等において、「学校図書館図書標準※」（平成5年3月29日付け文部省初等中等教育局長決定）の達成をめざすとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配備及び学校司書の配置拡充を図ることとしています。

### （4）コロナ禍における子どもの読書活動の影響

新型コロナウイルス感染症の発生を受け実施された各学校の臨時休業等により、児童生徒による学校図書館へのアクセスが一定期間制限されました。また、図書館においても、臨時休館や開館時間の短縮、入館人数の制限等を余儀なくされました。こうした状況が、少なからず子どもの読書活動に影響を与えました。

---

※ 学校教育の情報化の推進に関する法律

高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴い、学校における情報通信技術の活用により、全ての児童生徒がその状況に応じて効果的に教育を受けることができる環境の整備を図り、学校教育の情報化を推進し、次代の社会を担う児童生徒の育成に資するための法律

※ 学校教育情報化推進計画

学校教育の情報化の推進に関する施策の方向性やロードマップを示したもの

※ 学校図書館図書標準

公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として、学校規模に応じた標準冊数を定めたもの

## 第3章 第4次計画における取組状況

### 1 子どもの読書活動の推進における取組の現状及び成果と課題

本県では、「山口県子ども読書活動推進計画第4次計画」に基づき、家庭、地域、学校等と連携・協働しながら、子どもの読書活動の推進のための取組を実施してきました。

第5次計画の策定に当たっては、第4次計画策定後の取組の成果と課題を検証することが重要であることから、ここでは第4次計画における家庭、地域、学校等におけるそれぞれの主な取組の成果や課題を示します。

#### (1) 家庭における取組の現状及び成果と課題

##### 【現状及び成果】

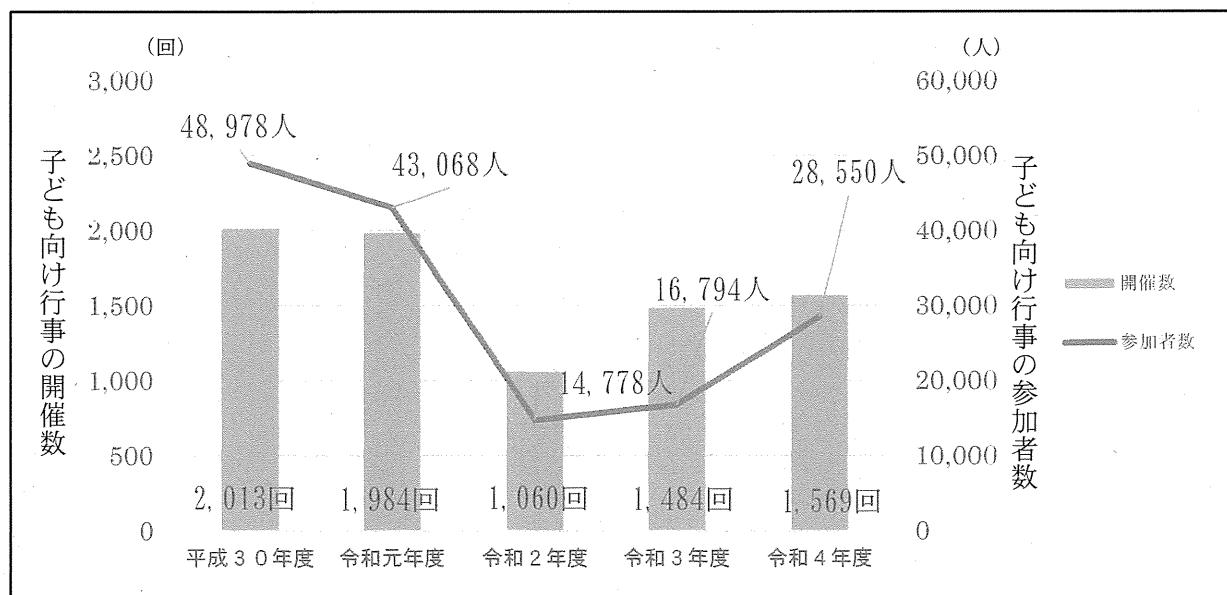
###### ○ コロナ禍における図書館行事の実施

各学校では、新型コロナウイルス感染症による臨時休業等により学校図書館へのアクセスが制限されました。

また、公立図書館においても、臨時休館や開館時間の短縮、入館人数の制限等を余儀なくされ、子どもの読書活動にも少なからず影響を与えました。

このため、読書に関する行事は、令和2年度は行事回数、参加者数とともに大幅に減少しましたが、各図書館が可能な限り工夫して行事を開催しているため、令和3年度からは回復傾向がみられます。

##### 【子ども向け行事の開催数・参加者数】



(令和5年度 県立山口図書館調査)

## ○ ブックスタート等による読み聞かせ等の実践

家庭における読書活動を推進するためには、乳幼児期から絵本の読み聞かせを行うなど、親子で読書を楽しむことが重要です。

本県では、乳幼児健診等の機会を利用し、親子で一緒に絵本を楽しむことの大切さを伝えながら、絵本を手渡すブックスタート※等の取組が県内16市町で実施されており、読書に親しむきっかけづくりとなっています。

また、出産前に絵本を渡すマタニティ・ブックスタート※に取り組んでいる市もあり、今後の広がりが期待されます。

## 【課題】

### ○ 子どもたちを取り巻く環境の変化による読書量の低下

コロナ禍の影響もあり、月に1冊も本を読まない児童生徒の割合は増加傾向にあります。併せて、スマートフォン等の普及に伴い、ゲーム、動画を視聴する児童生徒の割合に増加傾向がみられることから、読書習慣の定着に向けた取組が必要です。

### 【学校以外で、月に1冊も本（漫画本を除く）を読まない児童生徒の割合】

	平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	24.7%	26.5%	26.6%	29.4%	32.1%
中学校	30.1%	31.1%	32.7%	35.6%	38.5%
高等学校	-	-	-	-	50.8%

(小中学校：令和5年度 山口県子ども元気調査) ※令和2年度は未調査

(高等学校：令和5年度 山口県教育委員会調査) ※令和5年度より調査

#### ※ ブックスタート

市町村自治体が行う0歳児健診などの機会に、図書館、子育て支援センター、地域のボランティア等が連携して、赤ちゃんと保護者に「一緒に絵本を楽しむ体験」と「絵本」を手渡す活動で、自治体の実態に合わせた形で活動を実施

#### ※ マタニティ・ブックスタート

妊娠期から、胎児と母親、父親が肌のぬくもりを感じながら、絵本を介して、言葉と心を通わすひと時を応援する活動

### ○ 保護者への意識啓発と家庭における読書の実践

令和4年度の「山口県子ども元気調査」によると、本県では小学生の約5割、中学生の約6割が保護者からあまり読書を勧められていません。

乳幼児期から読書習慣を身に付けるためには、保護者に対する意識啓発が重要であり、幼稚園や保育所、認定こども園、学校、公立図書館が連携した読書の重要性に対する理解を深める取組が必要です。

また、子どもと一緒に本を読んだりするなど、家庭での読書活動を通して、家族のコミュニケーションを図る「家読（うちどく）※」を支援することにより子どもの成長に応じた読書活動を支援することが望まれます。

### ○ 家庭への情報提供

家庭への情報提供に当たっては、読み聞かせの楽しさや読書の重要性に対する理解が促進されるよう、メディアの活用など様々な手段により、おはなし会や本の新着情報、講座やイベント情報等に係る幅広い情報発信が必要です。

## （2）地域における取組の現状及び成果と課題

### 【現状及び成果】

#### ○ 市町の読書環境の整備

県内 19 市町のうち、13 市で 49 館、5 町で 8 館、あわせて 18 市町 57 館（分館、分室含む）の図書館が整備されています。児童書の貸出冊数は、コロナ禍の影響で減少しましたが、令和3年度からは回復傾向がみられます。

図書館を設置している市町では、公立図書館から公民館等への図書の団体貸出が実施されており、公民館等にある図書室が地域の身近な読書施設として機能するよう連携が図られています。

また、平成 29 年 2 月に山口県内図書館横断検索システム※を更新し、公立図書館や大学図書館との連携が促進され、最寄りの図書館にない資料の提供を行うことで、利用回数も増加しています。

さらに、「子どもの読書週間」（4月 23 日～5月 12 日）における読書イベントの開催等を通じて、社会的な気運の醸成に努めています。

---

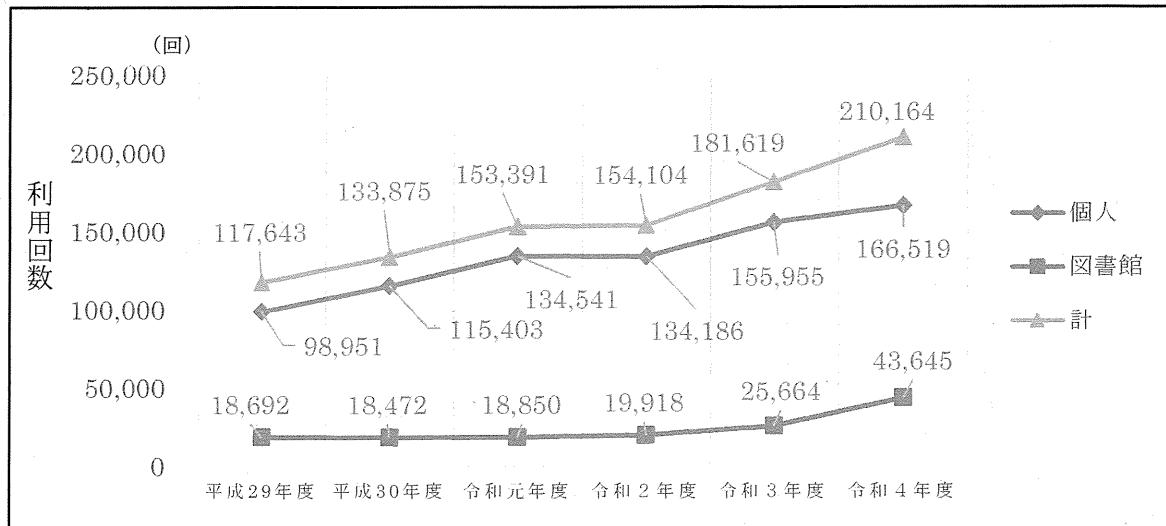
#### ※ 家読（うちどく）

「家庭読書」の略語で、「家族ふれあい読書」を意味し、家族みんなで読書することで家族のコミュニケーションを深めることを目的とした読書運動

#### ※ 山口県内図書館横断検索システム

山口県内にある複数の公立・大学図書館の所蔵資料を Web 上で同時に検索することができるシステム

### 【県内図書館横断検索システムの利用回数】



(令和5年度 県立山口図書館調査)

#### ○ 山口県子ども読書支援センターの事業展開

山口県子ども読書支援センター<sup>\*</sup>は、県内の読書活動の中核的組織として、各種研修会やおはなし会、新刊児童図書閲覧会等の行事の開催、市町立図書館や学校等への団体貸出、メールマガジンやホームページによる情報提供を行っています。

### 【山口県子ども読書支援センターの主な事業実績】

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
子どもの読書に関する研修の受講者数 (人)	412	471	223	324	351
子どもの読書に関する講師等の派遣件数 (件)	35	40	8	17	24
児童書貸出冊数 (冊)	120,484	123,254	101,644	106,954	110,478
新刊児童書閲覧会参加人数 (人)	128	129	87	102	125

(令和5年度 県立山口図書館調査)

\* 山口県子ども読書支援センター

「山口県子ども読書活動推進計画（第1次）」に基づき、子どもの読書活動を総合的に推進する組織として、平成16年に県立山口図書館に設置

- 特別な支援を必要とする子どもたちの読書活動の充実

平成 24 年に県立山口図書館内に整備したマルチメディアデイジ一室を会場とした研修会を毎年実施するとともに、活用促進のための PR 活動を行っています。

マルチメディアデイジ一図書※の所蔵冊数は、平成 29 年度の 1,948 冊から令和 3 年度の 2,513 冊に増加するなど、継続的に充実を図っています。

また、読書ボランティア団体が作成した布の絵本※を活用し、取組を進める公立図書館もあります。

#### 【課題】

- 市町における図書館の読書環境の格差

各市町で読書環境の整備が進められていますが、児童書蔵書数や貸出冊数、電子図書館の導入の有無等、市町間で読書環境の格差が生じているため、格差の縮小に向けた働きかけが必要です。
- 読書ボランティア団体の支援

読書ボランティア団体は、公立図書館や学校図書館等で活動し、子ども読書活動の推進に大きな役割を果たしています。

一方で、読書ボランティア団体の半数以上が、新規会員の獲得を課題として挙げており、読書ボランティア団体が活動を継続していくための支援が必要です。

また、多様なボランティア活動を行うための研修の機会や場の提供、学校等や公立図書館との連携の促進が必要です。
- 司書の研修の充実

公立図書館司書の研修機会の充実のため、計画的な研修を開催するとともに、オンライン研修を含めた研修方法の工夫を図ることが必要です。

---

※ マルチメディアデイジ一図書

視覚障害者や学習障害等で読むことが困難な人のために、パソコン等で文字・音声・画像を同時に再生できる図書

※ 布の絵本

厚地の台布に絵の部分を縫い付け、スナップやボタン、ファスナー等で留めたり、外したりできるようにし、文の部分を手書きした手作り図書

### (3) 学校における取組の現状及び成果と課題

#### 【現状及び成果】

##### ○ 全校読書の取組

子どもの読書習慣の確立に向け、全校体制で朝の読書活動等に取り組んでいる学校は、令和2年度において、小学校99.6%、中学校98.6%、県立高等学校34.7%となっています。

また、学校図書館や教室に新聞を配備している学校の割合は、令和2年度に小学校75.5%、中学校75.9%、高等学校87.8%となっており、小・中学校では全国（小学校56.9%、中学校56.8%、高等学校95.1%）と比べて高い割合となっています。

【全校読書の取組状況(朝の読書活動を含む)】

( )は全国の数値

	平成26年度	平成28年度	令和2年度
公立小学校	98.4% (96.8%)	97.6% (97.1%)	99.6% (90.5%)
公立中学校	89.5% (88.5%)	87.8% (88.5%)	98.6% (85.9%)
公立高等学校	32.7% (42.9%)	37.3% (42.7%)	34.7% (39.0%)

(令和2年度 文部科学省 学校図書館における現状に関する調査)

##### ○ 読書ボランティア団体と連携した読書活動の推進

読書ボランティア団体と連携している県内の学校の割合は、令和2年度に小学校94.6%、中学校56.0%となっており、平成28年度と比べて増加しています。

【読書ボランティアと連携している学校の割合】

( )は全国の数値

	平成26年度	平成28年度	令和2年度
公立小学校	80.3% (81.1%)	83.8% (81.4%)	94.6% (78.7%)
公立中学校	22.2% (28.1%)	31.3% (30.0%)	56.0% (27.9%)
公立高等学校	3.9% (2.8%)	2.0% (2.8%)	2.0% (2.5%)

(令和2年度 文部科学省 学校図書館における現状に関する調査)

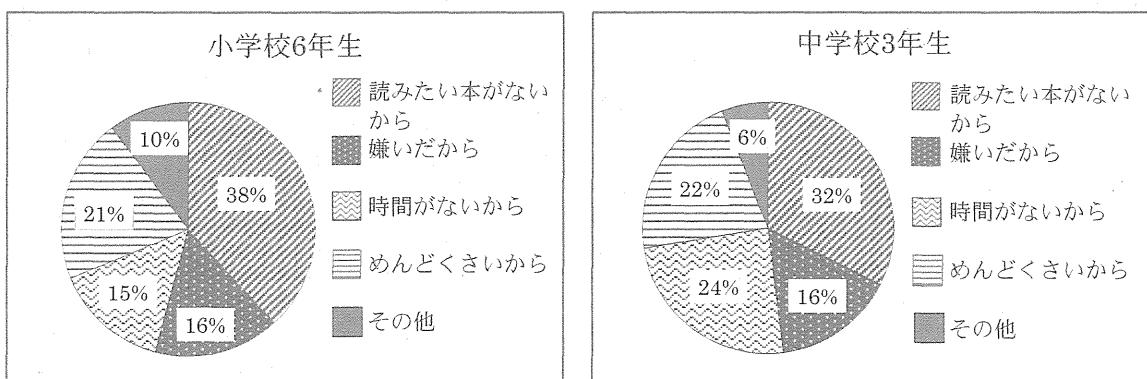
## 【課題】

### ○ 学年進行に伴う読書離れ

学校以外で月に1冊も本（漫画本を除く）を読まない子どもの割合は、令和5年度において、小学校32.1%、中学校38.5%、高等学校50.8%となっており、本県においても学年が進むにつれて、読書離れが進む傾向にあります。

その主な要因として、発達の段階に応じた読書習慣の形成が十分でないことや読書への関心が低くなっていることが考えられることから、発達の段階の特徴に応じた取組や読書に関心をもつききっかけづくりが必要です。

### 【本を読まないのは、なぜですか。（月に1冊も本を読まない児童生徒）】



(令和5年度 山口県子ども元気調査)

### ○ 公立図書館との連携

小学校における公立図書館との連携の状況は、令和2年度において、95.0%となっており、全国平均（86.0%）より高くなっていますが、中学校と高等学校は、低くなっています。今後さらに、学校と公立図書館が連携し、公立図書館のもつ豊富な資料や専門知識を活用していくなど、公立図書館活用促進に向けた取組が必要です。

### 【公立図書館との連携を実施している学校の状況】

( )は全国の数値

	平成26年度	平成28年度	令和2年度
公立小学校	84.9% (79.9%)	90.5% (82.2%)	95.0% (86.0%)
公立中学校	51.6% (52.4%)	61.9% (57.5%)	56.7% (65.4%)
公立高等学校	17.3% (47.7%)	15.7% (51.1%)	24.5% (54.5%)

(令和2年度 文部科学省 学校図書館における現状に関する調査)

### ○ 学校図書館における蔵書のデータベース化

学校図書館の蔵書のデータベース化をしている学校の割合は、令和2年度において、小学校73.4%、中学校79.4%、高等学校89.8%となっており、全国と比べて低い割合となっていることから、簡単に本を検索することができるよう、データベース化を進めることができます。

【学校図書館資料のデータベース化に取り組んでいる学校の状況】( )は全国の数値

	平成26年度	平成28年度	令和2年度
公立小学校	68.2% (71.6%)	70.6% (73.9%)	73.4% (80.5%)
公立中学校	66.0% (69.9%)	72.1% (72.7%)	79.4% (79.3%)
公立高等学校	98.1% (90.5%)	98.0% (91.3%)	89.8% (92.2%)

(令和2年度 文部科学省 学校図書館における現状に関する調査)

### ○ 11学級以下の学校における司書教諭有資格者、学校司書の配置

学校図書館法で配置が義務付けられている12学級以上の学校については司書教諭を配置していますが、11学級以下の学校における配置率は、令和4年度において、小学校47.4%、中学校42.0%、高等学校100%となっており、読書活動の推進のためには小・中学校の配置率を上げていく必要があります。

また、児童生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資する学校司書の配置率は高いものの、他の職務や複数校を兼務している学校司書が多いことから、適切な配置を進めていく必要があります。

## 第4章 基本方針

「山口県教育振興基本計画※」の教育目標である「未来を拓く たくましい『やまぐちっ子』の育成」に向け、読書は、子どもが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける重要な契機となるものです。

また、子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で子どもの主体的な読書活動の推進を図るとともに、積極的にそのための環境づくりに努めることが必要です。

のことから、次の方針のもと、社会総がかりで子どもの主体的な読書活動を推進します。

### 1 家庭、地域、学校等が連携した社会総がかりによる読書活動の推進

子どもの主体的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校が連携し、社会全体で取り組むことが重要です。幼保・小・中・高と切れ目のない読書活動の推進を行うことにより、全ての子どもたちが、あらゆる機会にあらゆる場所で本や活字に親しむことができるようになるとともに、子どもが主体的に読書活動を行えるよう、「山口県の地域連携教育※」の仕組みを生かして、社会全体で必要な体制の整備に努めます。

#### (1) 不読率の低減に向けた読書活動の推進

子どもの読書活動の意義を踏まえれば、全ての子どもたちが本に接することができるようになりますが重要です。

特に、乳幼児期から中学生までの読書習慣の形成を促すとともに、大人への過渡期にある高校生等が読書の必要性を感じ、読書に興味・関心をもち、主体的に読書活動を行えるように取組を推進します。

---

#### ※ 山口県教育振興基本計画

教育目標である「未来を拓く たくましい『やまぐちっ子』の育成」に向け、「確かな学力・豊かな心・健やかな体を育む教育の推進」「新たな時代を創造する人材を育む教育の推進」「誰一人取り残されることのない教育の推進」「学校・家庭・地域が連携・協働した教育の推進」「生涯を通じた学びの充実」「豊かな学びを支える教育環境の充実」の6つの柱に沿って本県の教育課題に対応した諸施策を総合的・計画的に推進していくための計画

#### ※ 山口県の地域連携教育

人づくりと地域づくりの好循環の創出をめざして、コミュニティ・スクールと家庭、地域住民、企業・大学等の連携・協働により、郷土への誇りや愛着を育むとともに、子どもの豊かな学びや育ちを実現していく教育

## (2) 多様な子どもたちの読書機会の確保

多様な子どもたちの読書機会を確保するため、「読書バリアフリー法」を踏まえたアクセシブルな書籍※や電子書籍の充実等、公立図書館や学校図書館の読書環境の整備を推進します。

## (3) デジタル社会に対応した読書環境の整備

公立図書館や学校図書館において、図書館資料の充実を図り、読書環境の整備を推進するとともに、デジタル技術を活用した読書機会の確保や図書等への継続的なアクセスを可能にするための電子図書館サービスの利用、学校図書館におけるICT活用を推進します。

## (4) 子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもがそれぞれ好きな本を選択し、好きな時間に、好きな場所で、主体的に読書活動を行えるよう、アンケート等で得た子どもの意見を年齢や発達の段階に応じて積極的かつ適切に取組に反映し、子どもの視点に立った読書活動を推進します。

## 2 子どもの読書活動を支える人材の育成

司書教諭や学校司書、公立図書館司書は、図書館資料の選択、収集、提供や子どもの読書活動の推進に資する取組の企画・実施等、子どもの読書活動の推進において重要な役割を担っています。

また、読書ボランティア団体は、読書に親しむ様々な機会を提供し、子どもの自主的な読書活動の推進に大きく寄与していることから、これらの人材の資質向上を図る研修の充実に努め、継続して育成していくことが重要です。

## 3 普及啓発活動の促進

子どもの読書活動に関する関心と理解を深め、取組の更なる充実を図るために、子どもの読書活動に対する理解が深まるようなイベントや講座の実施、ICT等を活用した情報提供、優れた取組に対する表彰による奨励等を通して普及啓発に努めます。

---

### ※ アクセシブルな書籍

「読書バリアフリー法」第2条第2項の「視覚障害者等が利用しやすい書籍」のこと

点字図書、拡大図書、録音図書、さわる絵本、布の絵本等、視覚障害者等が、その内容を容易に認識することができる書籍や電子書籍

## 第5章 子どもの読書活動推進の方策

### 1 家庭における取組

#### (1) 家庭の役割

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ、継続して行われるよう、子どもにとって最も身近な存在である保護者が、子どもの読書活動の機会の充実や習慣化に積極的な役割を果たしていくことが必要です。

また、家庭における読書は、本を媒介にして家族が話し合う時間をもち、絆を深める手段として有効なことから、家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に読書をしたり、図書館に出向いたりするなど、工夫して子どもが読書に親しむきっかけをつくることが重要です。

さらに、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合うなど、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働きかけることが望まれます。

#### (2) 家庭における取組の促進

- ・ 乳幼児健診等の場を活用したブックスタート等の取組において、乳幼児への読み聞かせの方法を説明しながら保護者に絵本を手渡すなど親子の読書活動につながる実施方法の工夫をします。
- ・ また、ブックスタートやマタニティ・ブックスタートの取組の周知を図り、普及に努めます。
- ・ 子どもを中心に家族で同じ本を読むことで、本を媒介として相互理解を深め、家族の絆が一層深まることをめざす「家読（うちどく）」の取組方法についてリーフレット等で紹介します。
- ・ 公立図書館において、子どもの発達の段階に応じたお勧め本の紹介やおはなし会等、家庭における読書活動に資する情報を図書館だよりやホームページ等を通して提供します。

## 2 地域における取組

### (1) 公民館や児童館、放課後子ども教室、放課後児童クラブ等における取組

#### ① 公民館や児童館、放課後子ども教室、放課後児童クラブ等の役割

公民館等では、図書の貸出や読み聞かせの実施など、地域に密着した読書活動の機会を充実させるとともに、公立図書館と連携し、児童・青少年用図書等の整備に努めるほか、地域住民等と協働しながら、子どもの読書活動の機会を提供することが求められます。

また、児童館においては、児童・青少年用図書等を活用した様々な活動が行われ、子どもが読書に親しむ契機となっていることから、活動の一層の充実が望まれます。

さらに、放課後や休日に子どもたちが集まる子ども教室や児童クラブ等においても、多様な人々の参画を得ながら子どもが読書に親しむ取組を継続的に行っていくことが重要です。

#### ② 公民館や児童館、放課後子ども教室、放課後児童クラブ等における取組の促進

- ・ 公民館や児童館等の図書コーナーにおける児童図書の充実を図り、手軽に本を借り、本を読める場を提供できるよう促します。
- ・ 地域のボランティア等、多様な人々の参画を得ながら、子どもの読書活動が推進されるよう促します。
- ・ ブックリストやイベント等の情報提供、子ども読書ボランティア団体との連携により、放課後子ども教室や放課後児童クラブにおいて、読み聞かせ等の読書活動が推進されるよう促します。
- ・ 子育て支援拠点など地域に開放された施設では、未就園児や保護者等に対して、図書の貸出や読書に関する情報提供、読み聞かせなどの読書活動が実施されるよう促します。

## 3 学校等における取組

### (1) 幼稚園や保育所、認定こども園等における取組

#### ① 幼稚園や保育所、認定こども園等の役割

乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園、保育所、認定こども園等は、幼稚園教育要領や保育所保育指針等に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが望されます。

また、未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を行い、保護者に対してその大切さや意義を広く普及することが求められます。

- ② 幼稚園や保育所、認定こども園等における取組の促進
- ・ 読み聞かせ等を通じて、子どもが読書の楽しさに触れ、本とふれあうきっかけづくりを促します。
  - ・ 子どもが絵本や物語に親しむために、安心して図書に触れることができる図書コーナーの整備・充実を促します。
  - ・ 公立図書館が行う幼稚園、保育所、認定こども園等を対象とした団体貸出等を活用し、全ての子どもがより多くの本にアクセスできる環境の整備を促します。
  - ・ 保護者の参加行事等を捉え、保護者に絵本の読み聞かせなどを行い、一緒に読書を楽しむことの重要性や読み聞かせの方法等を普及するよう促します。
  - ・ 異年齢交流において、小・中学生等が幼児に読み聞かせを行うなど、子どもが絵本や物語に触れる機会が多様になる工夫を促します。

(2) 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における取組

- ① 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等の役割

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校は大きな役割を担っています。

「学校教育法」において、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」(第21条第5号)が規定されています。

また、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領においても、言語活動を充実させることや学校図書館の計画的な利用による児童生徒の自主的・自発的な読書活動を充実することが示されています。

これらを踏まえ、学校においては全ての子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるよう、各教科等を横断的に捉えるとともに、学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する計画に基づいた計画的・継続的な学校図書館の利活用が求められます。

- ② 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における取組の促進

ア 多様な子どもたちの読書機会の確保

- ・ 子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を身に付けるため、それぞれの発達の段階に応じた取組を推進します。
- ・ 朝読書や読書の時間等を活用した全校読書の取組を引き続き奨励し、内容の充実を促します。

- ・ 主体的な読書活動を促進するため、子どもが中心となった「読書会」「書評合戦（ビブリオバトル）」「ペア読書※」「味見（あじみ）読書※」「まわし読み新聞※」、ゲーム感覚で実施される「アニマシオン※」「本探しゲーム」などの取組を推進します。また、山口県子ども読書支援センター考案の「ライぶらり※」の普及に努め、読書活動に親しむことができるよう促します。
- ・ 子どもの豊かな読書経験を充実させるため、様々な興味・関心に応じた魅力的な学校図書館資料の整備・充実を図ります。
- ・ 障害のある子どもの読書活動を推進するため、様々な障害に対応した図書館資料の整備・充実、1人1台端末やマルチメディアディジタル図書等の活用、読書ボランティアによる読書活動支援の取組を奨励します。
- ・ サピエ（視覚障害者教育情報ネットワークシステム）※の活用等により、点字図書や全国の点字図書館の点字データの利用を促します。

#### イ デジタル社会に対応した読書環境の整備

- ・ 読み上げ機能や文字を拡大することが可能な電子書籍の利用を促すため、学校内外の様々な情報資源にアクセスできる環境の整備を促します。
- ・ 学校図書館情報をデータベース化したり、公立図書館と連携したオンライン化を進めたりするなど、学校図書館のICT化に努めます。

##### ※ ペア読書

家族や他学年、クラス等様々な単位の2人がペアになって一冊の本を読み、感想や意見を交わす取組で、相手を意識し本を共有することにつなげることができる活動

##### ※ 味見（あじみ）読書

グループになり、3～5分間と決められた時間で順番に5～10冊程度の本をすべて試し読みした後で、一番読みたくなった本を紹介し合う取組

##### ※ まわし読み新聞

新聞を持ち寄り、気になる記事や、面白い記事を一人1件ずつ切り抜き、その記事を選んだ理由を発表する活動

##### ※ アニマシオン

読書の楽しさを伝え、自主的に読む力を引き出すために行われる読書指導

##### ※ サピエ（視覚障害者情報提供ネットワークシステム）

視覚障害者をはじめ、目で文を読むことが困難な人に対して、様々な情報を点字・音声データなどで提供するネットワーク

##### ※ ライぶらり

児童・生徒の主体的・対話的な読書活動を推進するため、平成30年度に山口県子ども読書支援センターにおいて考案された学校図書館の蔵書を活用した図書館探検の手法

#### ウ 子どもの視点に立った読書活動の推進

- ・ 子どもが主体的に学んだり、楽しんだりできるよう、子どもの視点に立った読書活動を進めるとともに、子どもの自発的な図書館の活用を支援することが求められます。このため、アンケート等を通して子どもの意見を聴取する機会を確保するとともに、委員会活動等で子どもが学校図書館の運営に主体的に関わり、読書を広める活動を支援します。
- ・ コミュニティ・スクールの取組において、読書に関する課題を分析し、家庭や地域と一体となった取組を促します。

#### エ 学校図書館の整備

- ・ 国の「学校図書館図書整備等5か年計画」に基づき、図書館資料の整備・充実が図られるよう促します。  
また、新聞を活用した学習の充実を図るため、新聞の複数配備を促します。
- ・ 読書や学習スペースの確保等、学校図書館施設の整備等を通じて、子どもが利用しやすい学校図書館の環境づくりを促します。
- ・ 団体貸出の活用等、公立図書館との連携による図書館資料等の整備・充実を促します。
- ・ 様々な団体との連携・協働による学校図書館の整備等、社会総がかりで子どもの読書環境の整備を推進する取組を促します。

#### オ 地域、読書ボランティア団体等との連携

- ・ 地域の人材や読書ボランティア団体による読み聞かせ等の実施や地域の実情に応じた学校図書館の開放等により、子どもの読書活動を支援する取組を促します。

## 4 公立図書館における取組

### (1) 公立図書館の役割

公立図書館は、「図書館法」及び「図書館の設置及び運営上の望ましい基準※」（以下「望ましい基準」）等に基づき、家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の取組を推進する役割があり、その管轄する自治体において、図書館サービスの充実を図ることが求められます。

また、公立図書館は、子どもが自分の読みたい本を豊富な蔵書の中から自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所であり、保護者にとっても、子どもに読ませたい本を選び、子どもの読書について司書等に相談することができる場所です。

さらに、公立図書館は、子どもやその保護者を対象とした読み聞かせ会やおはなし会、本の展示等を実施するほか、読書ボランティア団体の支援や活動の機会・場所の提供、研修も行っており、読書の大切さを広める場でもあります。

### (2) 公立図書館における取組の促進

#### ① 多様な子どもたちの読書機会の確保

- ・ 「読書バリアフリー法」、「読書バリアフリー基本計画※」、「望ましい基準」を踏まえ、障害のある人へのサービスの一層の充実を図るとともに、障害のある子どもたちが豊かな読書活動を実施できるよう、マルチメディアディイジー図書、さわる絵本、布の絵本、点字図書、大活字本、ＬＬブック※、音声図書等の資料の収集や利用に関する情報の発信を促します。
- ・ アクセシブルな書籍や電子書籍等の整備・提供に努め、活用に関する紹介コーナー等を設置することで、多様な子どもたちの読書機会の確保に努めます。
- ・ 日本語を母語としない子どもや保護者に対するサービスの充実を図るため、地域の実情に応じた外国語資料等の収集に努めます。
- ・ 公立図書館から遠距離に居住する子どもの読書活動を推進するため、移動図書館の利便性の向上や学校図書館、公民館等にある図書室との連携を促進します。

※ 図書館の設置及び運営上の望ましい基準（望ましい基準）

図書館法第七条の二の規定に基づく図書館の健全な発展に資することを目的とする基準

※ 読書バリアフリー基本計画

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（令和2年7月策定）

※ ＬＬブック

ＬＬはスウェーデン語の「読みやすい」の略で、知的障害や学習障害等がある人々も楽しめるよう、イラストや写真、記号を多く添えた本

② デジタル社会に対応した読書環境の整備

- ・ ホームページの開設やメールマガジンの配信、SNS の活用等、ICT の活用による情報発信の充実を図ります。
- ・ 電子図書館サービスの利用促進を図るとともに、子どもが1人1台端末等で利用できるデジタルアーカイブ※の充実を促します。
- ・ 山口県内図書館横断検索システムを活用し、県内の公立図書館や大学図書館との連携による資料提供の充実を促します。

③ 子どもの視点に立った読書活動の推進

- ・ 学校等と連携し、アンケート等を通して多様な子どもたちの意見聴取の機会確保に努め、取組に反映することで、子どもの視点に立ったサービスの改善や図書の収集が行われるよう促します。

④ 図書館資料の充実と提供

- ・ 子どもの読書活動を推進するためには、公立図書館に豊富で多様な図書館資料があることが重要です。公立図書館の図書館資料の整備については、国による財源措置がされていますが、市町による児童図書の蔵書数や貸出冊数等に格差がみられるため、各自治体で児童図書の計画的な整備や子ども読書関連資料の充実を促します。

⑤ 読書に親しむ機会の提供

- ・ 「おはなし会」や「子ども読書の日」（4月23日）、「子どもの読書週間」（4月23日～5月12日）、「読書週間」（10月27日～11月9日）における子ども向け行事等の取組に関する情報提供に努め、地域の読書ボランティアと連携しながら、読書に親しむ機会を提供します。

⑥ 学校、幼稚園・保育所、関係機関等に対する支援

- ・ 図書の団体貸出等による学校図書館の図書館資料等の整備と移動図書館の乗り入れ等を通じた読書活動の支援を促します。
- ・ 子どもを対象とした出前講座等を行うことで、より多くの子どもに読書に親しむ機会を提供します。

---

※ デジタルアーカイブ  
デジタル技術を用いた記録と保管という意味の造語

## ⑦ 運営の状況に関する評価の実施

- ・ 公立図書館は、「望ましい基準」に基づき、その運営に関する適切な目標を設定し、達成状況等に関して自ら点検・評価を行い、改善していくことで、子どもや保護者をはじめとするあらゆる利用者に、より充実した読書活動の機会を提供します。
- ・ 目標の設定に際しては、図書館のサービスや運営、子どもの読書活動の推進に係る指標を積極的に設定するよう努めるほか、当該図書館を利用する子どもやその保護者を含む多様な主体による点検・評価が行われるよう促します。

## 5 山口県子ども読書支援センターにおける取組

### (1) 山口県子ども読書支援センターの役割

山口県子ども読書支援センターは、児童図書や子どもの読書活動に関する様々な資料・情報を収集し提供するとともに、研修会や講座の開催、講師の派遣を通して、子どもの読書活動を支える人材育成を行う推進拠点です。

また、各機関や団体をつなぐ役割を果たし、社会総がかりで子どもの読書活動を推進する機能も有します。

### (2) 山口県子ども読書支援センターにおける取組の促進

#### ① 家庭に向けた支援

- ・ 新刊児童書の案内や子ども読書イベント情報等を盛り込んだメールマガジンの配信、ソーシャルメディアを活用した情報を提供します。

#### ② 地域・公立図書館に向けた支援

- ・ 市町における子どもの読書活動を支援するため、「子ども読書活動推進計画」策定のための助言を行います。
- ・ 新刊児童書の案内や子ども読書イベント等の情報を発信し、公立図書館や読書ボランティア団体が児童図書や資料を活用できる機会を提供します。
- ・ 公立図書館職員、児童館や公民館等の職員、読書ボランティア団体等を対象とした資質向上研修をはじめ、読み聞かせや「ストーリーテリング※」、選書等の研修を実施します。
- ・ 専門的な知識を生かした「レファレンスサービス※」やホームページの充実を図り、読書活動に興味のある人へ情報を提供します。

### ③ 学校等に向けた支援

- ・ 司書教諭、学校司書等、学校図書館関係者の資質向上につながる研修を実施し、子ども読書活動に関わる人材の育成に努めます。
- ・ 学校図書館や幼稚園・保育所・認定こども園が行事や講座、研修会等を開催する際、子ども読書活動に関する知識・技術等を身に付けた人材の紹介や講師として職員の派遣を行います。
- ・ 出前講座等を通して、学校等と連携した授業支援の取組を推進するとともに、学校等への団体貸出を推進します。
- ・ 図書館と出会う読書活動「ライぶらり」の取組について周知を図り、普及に向けて支援体制を整えます。
- ・ 多様な子どもたちへの支援方法等に関する研修の充実を図ります。

### ④ 支援機能の充実

- ・ 子どもの読書活動関連資料を幅広く収集し、児童図書や資料の整備を進めるとともに、子どもの読書活動を支援する拠点としての機能が果たせるよう体制を整備します。
- ・ 公立図書館や学校図書館、読書ボランティア団体の特色ある活動や実践事例を収集し、研修会等を通じて紹介します。
- ・ 公立図書館や学校、読書ボランティア団体、行政機関のネットワーク化や相互の連携・協働の強化を促します。

---

#### ※ ストーリーテリング

語り手が昔話や創作された物語を全て覚えて語り聞かせる活動で、直接物語を聞くことで語り手と聞き手が一体となって楽しむことができる活動

#### ※ レファレンスサービス

図書館利用者が求める資料や情報に対して、図書館職員が当該資料や情報を提供または提示するサービス

## 6 子どもの読書活動を支える人材の育成

### (1) 公立図書館における司書の配置と資質の向上

- ・ 子どもの読書活動を支える司書が適切に配置されるよう促します。
- ・ 研修等を通じて司書の資質向上を図り、子どもの読書活動の充実に取り組むよう促します。

### (2) 司書教諭及び学校司書の配置と資質の向上

- ・ 司書教諭有資格者の配置の拡大に向け、引き続き有資格者の育成に努めるとともに、11学級以下の学校における配置を促進し、学校等における読書活動の推進を促します。
- ・ 学校図書館の活性化を図り、学校司書が適切に配置されるよう促します。
- ・ 高等学校等における学校司書を兼務する事務職員について、司書教諭や学校図書館担当教員と連携し、組織的に業務に従事できるよう、体制の整備に努めるとともに、国の動向等を踏まえた業務のあり方等について検討します。
- ・ 子どもにとって親しみやすく、利用しやすい学校図書館づくりを推進するため、司書教諭や学校司書の研修を継続して実施し、専門性や資質の向上を図ります。

### (3) 幼稚園教諭、保育士、保育教諭の資質の向上

- ・ 幼稚園や保育所等の教員や保育士の意識の啓発やICT等を活用した取組の充実、読み聞かせなどの技能を高める研修の実施を促します。

### (4) 読書ボランティア団体に対する支援

- ・ 読書ボランティア団体同士の連携を強化するため、公立図書館と読書ボランティア団体の定期的な情報交換や活動の充実につながる情報提供を行うよう促します。
- ・ 公立図書館において、読書ボランティア団体やボランティア等を対象にした子どもの読書活動に関する研修機会の提供を促します。
- ・ 新たなボランティアの獲得に向けた取組を推奨するとともに、育成に向けた支援体制の整備を促します。

## 7 普及啓発活動の促進

### (1) 保護者に対する読書活動の普及啓発

- ・ 幼稚園や保育所、学校等に対して、絵本の読み聞かせの方法や子どもと保護者が一緒に読書を楽しむことの重要性を保護者に啓発するよう促します。
- ・ ICT 等を活用した情報発信を積極的に行い、イベントや講座の情報を提供します。
- ・ 「家庭の元気応援キャンペーン※」を活用し、家庭における読書活動の普及啓発に努めます。

### (2) 「子ども読書の日」等を中心とした普及啓発

- ・ 「子ども読書の日」(4月23日)や「文字・活字文化の日」(10月27日)に公立図書館等において、その趣旨にふさわしい行事を開催し、読書活動への関心と理解を深め、読書活動に対する関心を高めます。

### (3) 優れた取組に対する表彰による普及啓発

- ・ 「山口県子ども読書活動団体表彰」において、特色ある取組を実施している読書ボランティア団体を表彰し、子どもの読書活動を奨励します。

---

#### ※ 家庭の元気応援キャンペーン

「家庭教育支援強化月間（10月）」や保護者向けリーフレットの配布等による普及啓発や子どもの基本的生活習慣の定着に向けた家庭での実践活動の促進により、家庭教育の実践や地域で支え合う環境づくりを進めるための取組

## 第6章 子どもの読書活動の効果的な推進に必要な事項

### 1 推進体制

#### (1) 県の推進体制

##### ① 山口県子ども読書活動推進協議会の運営

家庭、公立図書館、民間読書ボランティア団体、学校関係者等で構成する「山口県子ども読書活動推進協議会」を定期的に開催し、計画の進捗状況を検証するとともに、子ども読書に関わる人たちの連携・協力のあり方に関する協議や情報交換を通して、施策の効率的な推進に努めます。

##### ② 山口県子ども読書支援センターの運営

山口県子ども読書支援センターを子どもの読書活動を推進する拠点と位置づけ、公立図書館をはじめ、家庭、地域、学校等への支援や連携の強化を図ります。

#### (2) 市町の推進体制

##### ① 市町子ども読書活動推進計画の策定・推進

子どもの読書活動の推進にあたっては、市町の果たす役割が重要であることから、各市町に対し「子ども読書活動推進計画」の策定と取組の着実な推進を促します。

##### ② 公立図書館による推進

公立図書館が、子どもの読書活動の中心施設として、家庭、地域、学校等への支援を行うとともに、相互のネットワークを構築するよう促します。

#### (3) 読書ボランティア団体との連携・協働

##### ① 読書ボランティア団体の活動促進

県内で活動している読書ボランティア団体等の主体的な活動を支援し、地域や学校等と連携・協働した読書活動を促します。

##### ② ネットワークの構築

読書ボランティア団体相互や公立図書館、学校等とのネットワーク化を図り、連携・協働した取組を進めます。

## 2 財政上の措置

本計画で示した施策や取組を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

## 3 努力目標の設定

本計画の実施にあたり、以下の努力目標を設定し、その達成状況に関して点検・評価を行います。

努力目標	現状値	目標値（令和9年度）
読書が好きと感じている児童生徒の割合 (小・中学校：山口県「学力定着状況確認問題」) (高等学校：県教育委員会調査)	小学校 70.4% 中学校 65.9% 高 校 77.5% (令和5年度)	小学校 80.0% 中学校 80.0% 高 校 80.0%
学校以外で、月に1冊も本(漫画本を除く)を読まない児童生徒の割合 (小・中学校：山口県「子ども元気調査」) (高等学校：県教育委員会調査)	小学校 32.1% 中学校 38.5% 高 校 50.8% (令和5年度)	小学校 20.0% 中学校 30.0% 高 校 40.0%
公立図書館における子ども向け行事回数 (県立山口図書館調査)	1,569回 (令和4年度)	1,900回
公立図書館における子ども向け行事参加者数 (県立山口図書館調査)	28,550人 (令和4年度)	35,000人
公立図書館における児童書貸出冊数 (県立山口図書館調査)	3,272,136冊 (令和4年度)	3,400,000冊
公立図書館における団体貸出をした幼稚園 ・保育所数 (県立山口図書館調査)	298団体 (令和4年度)	330団体
全校体制の読書活動をしている学校の割合 (県教育委員会調査)	小学校 98.5% 中学校 97.9% 高 校 46.4% (令和4年度)	小学校 100% 中学校 100% 高 校 60.0%
読書ボランティアと連携している学校の割合 (文科省「学校図書館における現状に関する調査」)	小学校 94.6% 中学校 56.0% 高 校 2.0% (令和2年度)	小学校 100% 中学校 70.0% 高 校 15.0%
授業において学校図書館を活用した県立高校・ 特別支援学校の割合 (県教育委員会調査)	高 校 87.0% 特別支援学校 91.7% (令和4年度)	高 校 100% 特別支援学校 100%
「司書教諭等研修会」等への参加者数 (県教育委員会調査)	121人 (令和4年度)	170人
県子ども読書支援センターの訪問相談・講師 派遣回数 (県立山口図書館調査)	41件 (平成30年度～令和4年度 における年間平均回数)	60件 (令和5年度～令和9年度に おける年間平均回数)
山口図書館電子図書館サービスにおける タイトル数 (県立山口図書館調査)	4,443点 (令和4年度)	6,500点

## 資料編

- 1 山口県の子どもを取り巻く読書環境の状況
- 2 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 3 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画
- 4 山口県子ども読書活動推進協議会の状況
- 5 推進計画関係部課

## 1 山口県の子どもを取り巻く読書環境の状況

### (1) 県内公立図書館の取組状況

#### ①児童蔵書冊数経年変化 (単位：冊)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
県立図書館	96,736	99,682	103,216	106,457	109,341
市町立図書館	1,527,334	1,535,662	1,581,686	1,583,119	1,621,366
計	1,624,070	1,635,344	1,684,902	1,689,576	1,730,707

(県立山口図書館調査)

#### ②児童図書貸出冊数経年変化 (単位：冊)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
県立図書館	120,484	123,254	91,602	96,949	110,478
市町立図書館	3,529,163	3,320,455	2,744,900	3,010,548	3,161,658
合 計	3,649,647	3,443,709	2,836,502	3,107,497	3,272,136

(県立山口図書館調査)

#### ③児童書購入冊数経年変化 (単位：冊)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
県立図書館	3,514	3,225	3,546	3,217	2,889
市町立図書館	62,302	54,609	53,006	51,394	50,646
合 計	65,816	57,834	56,552	54,611	53,535

(県立山口図書館調査)

#### ④子ども向け行事開催回数の経年変化 (単位：回)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
県立図書館	21	20	10	19	20
市町立図書館	1,992	1,964	1,050	1,465	1,549
合 計	2,013	1,984	1,060	1,484	1,569

(県立山口図書館調査)

## ⑤子ども向け行事参加者数経年変化

(単位:人)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
県立図書館	661	785	383	560	482
市町立図書館	48,317	42,283	14,395	16,234	28,068
合 計	48,978	43,068	14,778	16,794	28,550

(県立山口図書館調査)

## ⑥児童サービス担当者の設置状況

(単位:館)

区分	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
児童サービス専任担当者がいる図書館	7	4	4	4	5
児童サービス兼任担当者がいる図書館	35	40	40	41	37
児童サービス担当者がいない図書館	13	11	11	10	13

【県立山口図書館調査】(調査対象:県内公立図書館 H30~R4:55 館)

## ⑦児童サービス関係設備の設置状況

(単位:館)

区分	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
授乳室設置数	15	17	18	18	22
おむつ交換台設置数	41	42	42	42	43
児童サービス専用カウンターの設置数	8	8	8	7	7
赤ちゃん絵本コーナーの設置数	54	53	53	53	54
中学生・高校生を対象とした図書コーナー	40	43	43	43	43

【県立山口図書館調査】(調査対象:県内公立図書館 H30~R4:55 館)

## ⑧市町立図書館による学校図書館へのサービスの状況

(単位:市町)

区分	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
学校や学校図書館向け団体貸出の実施	17	18	18	18	18
学校への出張お話し会やブックトークの実施	13	12	11	10	10
学校への移動図書館の乗り入れ	8	8	8	8	9
学校図書館担当者との定期的な情報交換	9	8	9	11	10
学校図書館関係研修会への講師派遣	8	8	8	8	8

【県立山口図書館調査】(調査対象:県内公立図書館 H30~R4:18 市町)

## ⑨市町立図書館による幼稚園・保育所へのサービスの状況

(単位:市町)

区分	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
幼稚園・保育所への団体貸出の実施	17	17	17	17	17
幼稚園・保育所への出張おはなし会の実施	10	9	6	8	10
幼稚園・保育所への講師派遣	2	3	1	2	1

【県立山口図書館調査】(調査対象:県内公立図書館設置市町 H30~R4:18 市町)

⑩市町立図書館による児童館・公民館へのサービスの状況

(単位:市町)

区分	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
児童館・公民館への団体貸出の実施	16	16	17	17	17
児童館・公民館への出張おはなし会の実施	4	6	3	3	6
児童館・公民館主催研修会への講師派遣	4	4	0	2	3

【県立山口図書館調査】(調査対象:県内公立図書館設置市町 H30~R4:18 市町)

⑪市町立図書館による民間ボランティアへの支援の状況

(単位:市町)

区分	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
団体貸出の実施	17	17	17	17	15
研修会の実施	7	6	4	3	4
定期的な情報交換の場の提供	4	5	5	6	7

【県立山口図書館調査】(調査対象:県内公立図書館設置市町 H30~R4:18 市町)

⑫市町立図書館における移動図書館の運行回数の経年変化(単位:回/台/市町)

区分	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
運行回数(回)	2,838	2,574	2,481	2,520	2,637
車の台数(台)	15	14	14	14	13
実施自治体数(市町)	11	11	11	11	10

【県立山口図書館調査】(調査対象:県内公立図書館設置市町 H30~R4:18 市町)

【日本図書館協会公共図書館調査】(調査対象:県内公立図書館設置市町 H30~R4:18 市町)

⑬ブックスタート事業などの取組実施方法

区分	実 施	市町全域で 実施	手渡し時に読 み聞かせ体験	手渡し時に趣 旨説明
H29年10月現在	17市町	16市町	8市町	15市町
R4年10月現在	16市町	14市町	5市町	14市町

【県立山口図書館調査】(調査対象:県内19市町)

⑭市町立図書館におけるホームページの開設やメルマガの配信状況

区分	ホームペー ジの開設	子ども読書 情報提供	子ども読書 専用ページ	メルマガの 配信
H27年10月現在	17市町	10市町	3市町	1市町
H29年10月現在	17市町	8市町	4市町	2市町
R4年10月現在	18市町	9市町	6市町	3市町

【県立山口図書館調査】(調査対象:県内公立図書館設置の18市町)

⑯山口県子ども読書支援センターの講師派遣の状況

(単位:回数)

区分	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
市町立図書館	1	2	0	0	2
公民館	0	0	0	0	0
学校関係	31	33	8	15	15
その他	3	5	0	2	7
合計	35	40	8	17	24

【県立山口図書館調査】

(2) 県内の民間読書ボランティアの状況

①市町ごとの団体数及び会員数

市町名	団体数	会員数(人)	市町名	団体数	会員数(人)
下関市	58	631	美祢市	6	41
宇部市	28	498	周南市	26	227
山口市	43	688	山陽小野田市	15	144
萩市	15	238	周防大島町	8	43
防府市	26	439	和木町	1	7
下松市	10	161	上関町	0	0
岩国市	26	253	田布施町	4	29
光市	16	205	平生町	2	14
長門市	15	122	阿武町	3	152
柳井市	7	79			
総合計				309	3,971

【R2 県立山口図書館調査】

(参考)H28 団体数 346 会員数 4,492 人

②主な活動場所

区分	H20	H24	H28	R 2
図書館	35	43	39	81
小学校※	159	130	178	238
中学校	9	7	18	37
幼稚園・保育所	30	25	16	62
地域	107	121	95	52
合計	340	326	346	517

【県立山口図書館調査】

※R2 小学校に小中一貫校を含む

(3) 県内学校の取組状況

① 「一斉読書活動」の取組状況(「朝の読書活動」を含む)

区分	公立小学校	公立中学校	公立高等学校
平成 26 年度	98.4%(96.8%)	89.5%(88.5%)	32.7%(42.9%)
平成 28 年度	97.6%(97.1%)	87.8%(88.5%)	37.3%(42.7%)
令和 2 年度	99.6%(90.5%)	98.6%(85.9%)	34.7%(39.0%)

【文部科学省「学校図書館の現状に関する調査】

( )は全国の数値

② 読書ボランティアと連携している学校の割合

区分	公立小学校	公立中学校	公立高等学校
平成 26 年度	80.3%(81.1%)	22.2%(28.1%)	3.9%(2.8%)
平成 28 年度	83.8%(81.4%)	31.3%(30.0%)	2.0%(2.8%)
令和 2 年度	94.6%(78.7%)	56.0%(27.9%)	2.0%(2.5%)

【文部科学省「学校図書館の現状に関する調査】

( )は全国の数値

③ 公立小学校の学校図書館図書標準の達成状況

区分	100%	75~100%未満	75%未満
平成 26 年度	59.9%(60.2%)	31.6%	8.5%
平成 28 年度	67.2%(66.4%)	27.4%	5.4%
令和 2 年度	78.4%(71.2%)	15.5%	6.1%

【文部科学省「学校図書館の現状に関する調査】

( )は全国の数値

④ 公立中学校の学校図書館図書標準の達成状況

区分	100%	75~100%未満	75%未満
平成 26 年度	45.1%(52.3%)	34.0%	20.9%
平成 28 年度	48.0%(55.3%)	35.4%	17.0%
令和 2 年度	57.4%(61.1%)	30.5%	12.1%

【文部科学省「学校図書館の現状に関する調査】

( )は全国の数値

⑤ 公立高等学校の学校図書館の状況

区分	蔵書冊数(全体)	一校当たり平均蔵書冊数
平成 26 年度	1,163,029 冊	22,366 冊(23,810 冊)
平成 28 年度	1,056,836 冊	20,722 冊(23,794 冊)
令和 2 年度	1,124,800 冊	22,955 冊(24,205 冊)

【文部科学省「学校図書館の現状に関する調査】

( )は全国の数値

⑥ 学校図書館資料のデータベース化に取り組んでいる学校の状況

区分	公立小学校	公立中学校	公立高等学校
平成 26 年度	68.2%(71.6%)	66.0%(69.9%)	98.1%(90.5%)
平成 28 年度	70.6%(73.9%)	72.1%(72.7%)	98.0%(91.3%)
令和 2 年度	73.4%(80.5%)	79.4%(79.3%)	89.8%(92.2%)

【文部科学省「学校図書館の現状に関する調査】 ( )は全国の数値

⑦ 公立図書館との連携を実施している公立小学校の状況

区分	連携割合	うち資料の貸借	うち定期的連絡会
平成 26 年度	84.9%(79.9%)	80.3%(94.6%)	4.9%(22.8%)
平成 28 年度	90.5%(82.2%)	88.5%(94.8%)	7.1%(22.5%)
令和 2 年度	95.0%(86.0%)	92.1%(95.6%)	10.1%(23.7%)

【文部科学省「学校図書館の現状に関する調査】 ( )は全国の数値

⑧ 公立図書館との連携を実施している公立中学校の状況

区分	連携割合	うち資料の貸借	うち定期的連絡会
平成 26 年度	51.6%(52.4%)	45.8%(85.0%)	9.2%(32.8%)
平成 28 年度	61.9%(57.5%)	53.7%(86.0%)	10.2%(31.3%)
令和 2 年度	56.7%(65.4%)	54.6%(88.7%)	10.6%(30.6%)

【文部科学省「学校図書館の現状に関する調査】 ( )は全国の数値

⑨ 公立図書館との連携を実施している公立高等学校の状況

区分	連携割合	うち資料の貸借	うち定期的連絡会
平成 26 年度	17.3%(47.7%)	13.5%(91.5%)	7.7%(17.0%)
平成 28 年度	15.7%(51.1%)	9.8%(91.7%)	3.9%(15.7%)
令和 2 年度	24.5%(54.5%)	18.4%(91.7%)	4.1%(16.5%)

【文部科学省「学校図書館の現状に関する調査】 ( )は全国の数値

⑩ 当該年度購入した図書の割合(当該年度購入冊数/蔵書冊数)

区分	公立小学校	公立中学校	公立高等学校
平成 26 年度	3.2%(3.6%)	3.7%(4.0%)	1.4%(1.9%)
平成 28 年度	2.8%(3.4%)	3.5%(3.8%)	1.3%(1.9%)
令和 2 年度	2.3%(3.1%)	3.1%(3.4%)	1.2%(1.9%)

【文部科学省「学校図書館の現状に関する調査】 ( )は全国の数値

⑪ 11 学級以下の学校における司書教諭の発令状況

	公立小学校	公立中学校	公立高等学校
平成 25 年度	54.4%(-)	52.0%(-)	37.5%(-)
平成 26 年度	61.2%(27.2%)	52.6%(28.3%)	40.0%(30.0%)
平成 28 年度	54.9%(28.7%)	54.3%(31.2%)	64.7%(36.2%)
令和 2 年度	47.4%(30.5%)	42.0%(31.3%)	45.5%(34.9%)

【文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」】※H25 山口県教育委員会調査

( )は全国の数値

⑫ 学校司書の配置状況

	公立小学校	公立中学校	公立高等学校
平成 26 年度	46.9%(54.4%)	37.9%(52.8%)	63.5%(66.8%)
平成 28 年度	56.9%(59.3%)	52.7%(57.3%)	67.3%(66.9%)
令和 2 年度	80.9%(69.1%)	73.0%(64.1%)	100%(63.0%)

【文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」】( )は全国の数値

⑬ 新聞の配備状況

	公立小学校	公立中学校	公立高等学校
平成 26 年度	44.9%(36.7%)	34.0%(31.7%)	73.1%(90.6%)
平成 28 年度	50.0%(41.1%)	36.7%(37.7%)	86.3%(91.0%)
令和 2 年度	75.5%(56.9%)	75.9%(56.8%)	87.8%(95.1%)

【文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」】( )は全国の数値

## (4) 公立図書館の設置状況等

館番号	図書館名	所在地	電話	FAX	※休館日等 (空欄は開館)				
					毎週	月末 (毎月 館内整理 実施日)	祝日 開館の 年始	年末	開館 日数
1	山口県立山口図書館	山口市後河原150-1	083-924-2111	932-2817	月	月末	7日以上	休館	286
2	下関市立中央図書館	下関市細江町3丁目1-1 生涯学習プラザ内	083-231-2226	231-2227	月	最終金	7日以上	休館	291
3	下関市立長府図書館	下関市長府宮の内町1-30	083-245-0328	245-0424	月	最終金	7日以上	休館	291
4	下関市立彦島図書館	下関市彦島江の浦町1-4-28	083-266-5086	266-5337	月	最終金	7日以上	休館	291
5	下関市立菊川図書館	下関市菊川町大字下岡枝193-8	083-287-0102	287-0202	月	最終金	7日以上	休館	291
6	下関市立豊田図書館	下関市豊田町大字矢田153-1	083-766-3432	766-3490	月	最終金	7日以上	休館	291
7	下関市立豊浦図書館	下関市豊浦町大字川棚6895-2	083-775-4180	775-4181	月	最終金	7日以上	休館	291
8	下関市立豊北図書館 (2022年7月、条例改正により豊北図書室から図書館に整備・開館)	下関市豊北町大字滝部1244-36 豊北中学校内	083-782-1718	782-1906	月	最終金	7日以上	休館	291
9	宇部市立図書館	宇部市琴芝町1-1-33	0836-21-1966	21-3801	月	月末	7日以上	休館	291
10	宇部市学びの森くすのき立図書館	宇部市大字船木字内番田361-6	0836-67-1277	67-0691	月	月末	7日以上	休館	291
11	山口市立中央図書館	山口市中園町7-7	083-901-1040	901-1144	火	第4木	7日以上	休館	287
12	山口市立徳地図書館	山口市徳地堀1527-3	0835-52-0043	52-1868	月	第4木	未実施	休館	275
13	山口市立小郡図書館	山口市小郡下郷609-1	083-973-0098	973-2442	火	第4木	6日以内	休館	275
14	山口市立阿知須図書館	山口市阿知須2737-1	0836-66-0001	66-0211	月	第4木	6日以内	休館	275
15	山口市立阿東図書館	山口市阿東徳佐中3425-1	083-956-0785	956-0786	月	第4木	未実施	休館	275
16	山口市立秋穂図書館	山口市秋穂東6823-1	083-984-0065	984-0066	月	第4木	未実施	休館	276
17	萩市立萩図書館	萩市大字江向552-2	0838-25-6355	25-5224			7日以上		362
18	萩市立須佐図書館	萩市須佐4296	08387-6-5500	6-5505	月	第3水	7日以上	休館	277
19	萩市立明木図書館	萩市大字明木3039	0838-55-0314	55-0314	月		未実施	休館	291
20	萩市立田万川中学校図書館	萩市大字下田万1070	08387-2-1311	2-1311	土		未実施	休館	291
21	防府市立防府図書館	防府市榮町1-5-1 ルルサス防府3階	0835-22-0780	22-9916	火		7日以上	休館	302
22	下松市立図書館	下松市大手町2-3-2	0833-41-0093	41-0097	月	第4木	未実施	休館	273
23	岩国市中央図書館	岩国市南岩国町4-52-1	0827-31-0046	32-4646	月	第3木	6日以内	休館	283
24	岩国市岩国図書館	岩国市岩国4-4-15	0827-41-0880	41-0001	月	第3木	未実施	休館	251
25	岩国市中央図書館麻里布分室	岩国市麻里布町7-1-2	0827-22-5845	22-0568	月	第3木	未実施	休館	283
26	岩国市由宇図書館	岩国市由宇町中央1丁目1-15	0827-63-5117	63-1117	月	第3木	未実施	休館	283
27	岩国市玖珂図書館	岩国市玖珂町4961	0827-82-4444	82-2011	月	第3木	未実施	休館	283
28	岩国市周東図書館	岩国市周東町下久原1201-1	0827-84-1765	84-0225	月	第3木	未実施	休館	283
29	岩国市錦図書館	岩国市錦町広瀬6487-4	0827-72-2246	72-2247	日	第3木	未実施	休館	280
30	岩国市美和図書館	岩国市美和町渋前1751	0827-95-0005	95-0009	月	第3木	未実施	休館	283
31	光市立図書館	光市光井9-18-1	0833-72-1440	71-3644	月	第2木	7日以上	休館	290
32	光市立図書館大和分館	光市岩田2483-1	0820-48-5350	48-5351	月	第2木	7日以上	休館	286
33	長門市立図書館	長門市仙崎441-1	0837-26-5123	26-2775	月	第1水	6日以内	休館	278
34	長門市立図書館ゆや分館	長門市油谷新別名833	0837-33-0051	33-0052	月		7日以上	休館	289
35	柳井市立柳井図書館	柳井市大字柳井3670-1	0820-22-0628	22-0621	月	月末	7日以上	休館	272
36	柳井市立大島図書館	柳井市大島1021	0820-45-2226	45-3680	月		未実施	休館	291
37	美祢市立美祢図書館	美祢市大瀬町東分前川281-1	0837-52-0213	52-0213	月		未実施	休館	286
38	美祢市立美東図書館	美祢市美東町大田6170-1	08396-2-5555	2-5556	月		未実施	休館	286
39	美祢市立秋芳図書館	美祢市秋芳町秋吉5356	0837-62-1925	62-0329	月		未実施	休館	286
40	周南市立中央図書館	周南市岐山通2-7	0834-22-8682	27-1466	月	月末	未実施	休館	275
41	周南市立新南陽図書館	周南市中央町1-15	0834-62-1150	62-1166	月	月末	未実施	休館	278
42	周南市立福川図書館	周南市福川南2-1	0834-63-5000	63-4305	月	月末	未実施	休館	281
43	周南市立熊毛図書館	周南市熊毛中央町1-1	0833-92-0179	92-0180	月	月末	未実施	休館	275
44	周南市立鹿野図書館	周南市大字鹿野下1276-1	0834-68-4141	68-2930	月	月末	未実施	休館	276
45	周南市立徳山駅前図書館	周南市御幸通2丁目28番2	0834-34-0834	34-0835			7日以上		364
46	山陽小野田市立中央図書館	山陽小野田市栄町9-13	0836-83-2870	83-3564	月	第1木	未実施	休館	279
47	山陽小野田市立中央図書館赤崎分館	山陽小野田市赤崎1-1-1	0836-88-0162	83-3564(兼)	月	第1木	未実施	休館	279
48	山陽小野田市立中央図書館高千帆分館	山陽小野田市日の出3-11-11	0836-83-3212	83-3564(兼)	月	第1木	未実施	休館	279
49	山陽小野田市立厚狭図書館	山陽小野田市鴨庄109	0836-72-0323	72-1156	月	第2木	未実施	休館	278
50	周防大島町立久賀図書館	周防大島町大字久賀5058	0820-72-2520	72-0491	日	月末	未実施	休館	276
51	周防大島町立大島図書館	周防大島町大字小松138-1	0820-74-3800	74-3999	月	月末	未実施	休館	277
52	周防大島町立東和図書館	周防大島町大字平野417-11	0820-78-0629	78-2514	水	月末	7日以上	休館	289
53	周防大島町立橘図書館	周防大島町大字西安下庄445-2	0820-77-0100	77-1673	日	月末	未実施	休館	276
54	和木町立図書館	玖珂郡和木町2-15-1	0827-54-0222	54-0278	月		未実施	休館	289
55	上関町立図書館	上関町大字室津904-15上関町総合文化センター2階	0820-62-1515	62-5070	月	月末	6日以内	休館	283
56	田布施町立田布施図書館	熊毛郡田布施町中央南11-1	0820-52-2288	52-5308	月	月末	未実施	休館	278
57	平生町立平生図書館	熊毛郡平生町大字平生町193-4	0820-56-2310	56-2337	月	月末	7日以上	休館	294.5
計	市町立計								
合計	県立+市町立図書館								

【県立山口図書館調査:2023年8月】※印の項目は、「2023年度公共図書館調査」(公社)日本図書館協会が2023年4月に実施した調査結果を引用し、適宜追加修正。  
\*休館日は2023年4月1日を基準とする。蔵書や貸出統計及び行事は令和4年度(2022年度)の実績。

館 番 号	※ 藏書 (除:雑誌、視聴覚資料等)			※ 個人登録者数 (※児童は小学生以下)			※ 個人貸出冊数 (除:雑誌、視聴覚資料等)			児童書貸出冊数 (団体貸出を含む)			児童行事	
	総 冊 数 (冊)	うち 児童図書 (冊)	比率 (%)	登録者 (人)	うち 児童登録 者数 (人)	比率 (%)	個人貸出 総冊数 (冊)	うち 児童書 個人貸出数 (冊)	比率 (%)	児童書貸出 冊数 (冊)	うち学校等への 団体貸出冊数 (冊)	比率 (%)	回数 (回)	参加者 (人)
1	821,019	109,341	13.3%	105,365	1,927	1.8%	198,106	101,011	51.0%	110,478	9,467	8.6%	20	482
2	433,953	116,916	26.9%	16,314	1,694	10.4%	590,687	237,830	40.3%	262,906	28,065	10.7%	19	
3	112,343	19,626	17.5%	2,744	271	9.9%	120,719	44,234	36.6%	46,415	2,181	4.7%	15	
4	71,716	23,468	32.7%	3,189	244	7.7%	118,643	37,842	31.9%	43,310	5,468	12.6%	11	
5	31,929	14,016	43.9%	1,234	171	13.9%	65,235	28,869	44.3%	34,960	6,091	17.4%	31	
6	49,225	19,332	39.3%	953	109	11.4%	31,545	6,645	21.1%	16,407	4,358	26.6%	79	
7	48,884	19,554	40.0%	2,064	212	10.3%	85,075	12,811	15.1%	40,486	15,130	37.4%	11	
8	21,780	10,669	49.0%	457	22	4.8%	17,306	1,679	9.7%	6,966	735	10.6%	7	
9	353,903	92,324	26.1%	112,099	3,160	2.8%	993,722	513,349	51.7%	495,543	16,099	3.2%	62	2,898
10	67,023	21,712	32.4%				114,941	45,583	39.7%	45,583	422	0.9%	46	
11	401,606	78,247	19.5%				764,595	267,859	35.0%	271,791	55,325	20.4%	162	
12	74,411	23,518	31.6%				28,439	9,488	33.4%	9,492	2,435	25.7%	6	
13	126,027	31,558	25.0%				266,333	66,147	24.8%	109,560	2,348	2.1%	57	
14	65,578	24,050	36.7%				93,237	43,222	46.4%	43,800	1,159	2.6%	13	
15	63,722	16,867	26.5%				31,194	6,807	21.8%	6,807	294	4.3%	5	
16	55,898	16,491	29.5%				66,422	28,729	43.3%	28,729	1,039	3.6%	20	
17	196,340	41,379	21.1%				231,435	15,411	6.7%	76,463	17,061	22.3%	180	2,313
18	47,688	14,664	30.7%				13,873	1,695	12.2%	8,510	4,610	54.2%	32	
19	30,757	8,787	28.6%				5,832	2,350	40.3%	3,134	784	25.0%	54	
20	11,611	4,694	40.4%				-	-	-	185	14	7.6%	0	
21	524,213	113,768	21.7%	45,925	3,228	7.0%	531,343	199,637	37.6%	234,052	34,343	14.7%	71	1,587
22	245,460	65,250	26.6%	48,393	2,971	6.1%	514,656	215,493	41.9%	215,376	11,413	5.3%	25	432
23	627,922	194,848	31.0%	52,630	5,450	10.4%	620,407	227,980	36.7%	404,130	81,611	20.2%	128	1,429
24							35,034	7,613	21.7%				0	
25							-	-	-				14	
26							52,720	17,402	33.0%				8	
27							126,693	44,541	35.2%				28	
28							71,465	22,347	31.3%				9	
29							10,409	3,144	30.2%				13	
30							17,152	4,407	25.7%				11	
31	183,590	46,240	28.1%	10,498	909	8.7%	211,870	26,543	12.4%	73,701	9,976	12.6%	14	621
32	18,924	5,312	328.5%				24,483	2,852	38.4%	7862	306	12.4%	0	
33	182,411	56,860	31.2%				127,297	55,427	43.5%	60,096	8,144	13.6%	38	
34	25,779	9,146	35.5%				12,428	4,827	38.8%	5,546	879	15.8%	0	
35	79,936	23,739	29.7%				89,897	33,578	37.4%	37,568	3,990	10.6%	12	910
36	31,410	9,890	31.5%				17,407	8,125	46.7%	8,081	533	6.6%	13	
37	128,943	29,975	23.2%				48,687	14,038	28.8%	14,038	3,009	21.4%	13	
38	31,396	10,606	33.8%				67	6	9.0%	3,290	1,365	41.5%	1,863	
39	31,986	10,586	33.1%				150	16	10.7%	6,537	1,863	28.5%	1,365	
40	343,130	79,495	23.2%				236,155	90,460	38.3%	105,113	14,653	13.9%	26	
41	122,766	37,149	30.3%				198,440	72,795	36.7%	75,469	2,674	3.5%	11	
42	16,640	6,793	40.8%				24,425	7,622	31.2%	7,622	142	1.9%	0	
43	102,480	33,984	33.2%				94,325	35,890	38.0%	35,890	6,615	18.4%	12	
44	54,788	15,042	27.5%				21,450	5,282	24.6%	6,751	1,469	21.8%	1	
45	82,293	11,487	14.0%				282,845	81,600	28.8%	81,663	63	0.1%	102	
46	240,517	59,030	24.5%	41,611	1,116	2.7%	227,087	74,182	35.2%	88,138	10,914	12.4%	82	
47	9,994	4,014	40.2%	549	41	7.5%	5,726	1,789	31.2%	-	-	-	67	
48	6,299	2,853	45.3%	371	17	4.6%	7,685	1,185	15.4%	-	-	-	-	
49	84,315	28,177	33.4%	6,934	652	9.4%	74,897	28,213	37.7%	28,213	13,562	48.1%	-	
50	62,961	20,837	33.1%	2,536	108	4.3%	16,615	8,060	48.5%	8,060	5,192	64.4%	2	
51	47,563	13,465	28.3%	3,252	96	3.0%	16,919	4,792	28.3%	6,982	2,190	31.4%	1	
52	47,135	15,804	33.5%	3,512	95	2.7%	8,712	1,643	18.9%	2,773	1,130	40.8%	0	
53	54,458	15,859	29.1%	*	*	-	11,454	729	6.4%	3,524	2,795	79.3%	12	
54	73,267	31,289	42.7%	11,533	384	3.3%	62,072	13,347	21.5%	13,347	959	7.2%	11	75
55	12,441	3,956	31.8%	742	71	9.6%	3,219	952	29.6%	1,451	499	34.4%	1	0
56	97,299	31,928	32.8%	15,908	730	4.6%	64,314	15,341	23.9%	40,973	13,092	32.0%	14	361
57	78,592	32,460	41.3%	6,223	528	8.5%	65,816	36,315	55.2%	40,964	4,734	11.6%	0	0
計	5,913,302	1,617,714	27.4%	750,616	43,639	5.8%	7,583,164	2,741,929	36.2%	3,161,658	398,505	12.6%	1,549	28,068
合計	6,734,321	1,727,055	25.6%	855,981	45,566	5.3%	7,781,270	2,842,940	36.5%	3,272,136	407,972	12.5%	1,569	28,550

(5) 山口県内大学図書館

図書館名	蔵書冊数 (千冊)	内:洋書 (千冊)	所在地	電話 FAX
山口大学総合図書館	1,324	340	山口市吉田1677-1	083-933-5170 083-933-5171
山口大学医学部図書館	159	70	宇部市南小串1丁目-1	0836-22-2142 0836-29-0003
山口大学工学部図書館	152	53	宇部市常盤台2丁目16-1	0836-85-9050 0836-85-9022
宇部工業高等専門学校図書館	127	12	宇部市常盤台2丁目14-1	0836-35-4965 0836-35-5469
大島商船高等専門学校図書館	77	3	周防大島町大字小松1091-1	0820-74-5454 0820-74-5454
徳山工業高等専門学校図書館	86	9	周南市学園台	0834-29-6212 0834-29-6212
山口県立大学図書館	181	20	山口市桜島6丁目2-1	083-929-6200 083-929-6259
山陽小野田市立山口東京理科大学図書館	62	12	山陽小野田市大学通1丁目1-1	0836-88-4512 0836-88-4513
下関市立大学図書館	272	35	下関市大学町2丁目1-1	083-252-1211 083-253-5091
周南公立大学図書館	200	24	周南市学園台843-4-2	0834-28-5394 0834-28-8977
宇部フロンティア大学附属図書館	35	5	宇部市文京台2丁目1-1	0836-38-0524 0836-38-0602
至誠館大学附属図書館	85	14	萩市椿東浦田5000	0838-24-4081 0838-24-4093
東亜大学附属図書館	118	33	下関市一の宮学園町2-1	083-257-5111 083-257-5195
梅光学院大学図書館	266	59	下関市向洋町1丁目1-1	083-227-1040 083-227-1041
山口芸術大学・山口芸術短期大学図書館	62	7	山口市小郡みらい町1丁目7-1	083-972-2880 083-972-4145
岩国短期大学付属図書館	27	1	岩国市尾津町2丁目24-18	0827-31-8141 0827-31-8143
下関短期大学図書館	40	1	下関市桜山町1-1	083-223-5340 -
山口短期大学附属図書館	39	3	防府市大字台道字大繁枝1346-2	0835-32-0138 0835-32-0149
計	3,312	701		

【参考】:『日本の図書館 統計と名簿 2022』(日本図書館協会発行) 蔵書数は2022年3月31日現在数値

## 2 子どもの読書活動の推進に関する法律

【平成13年法律第154号】

### (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

### (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

### (関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

### (子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

### (都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進

に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

#### （子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

#### （財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

### 3 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画

【令和5年3月28日閣議決定】

#### はじめに

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していくことは極めて重要である。

平成13年に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号。以下「推進法」という。)は、「子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにする」とともに、「子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資する」ことを目的としている。

推進法第8条第1項の規定に基づき、政府は、平成14年8月に、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする最初の基本計画(第一次基本計画)を策定し、家庭、地域、学校等の連携・協力を重視した施策を取り組んだ。その後、おおむね5年ごとに計画を変更し、子どもの読書活動を継続的に推進している。

第四次基本計画が閣議決定された平成30年4月以降、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(令和元年法律第49号。以下「読書バリアフリー法」という。)の制定、第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」(以下「第6次学校図書館計画」という。)の策定等を通じ、子どもの読書環境の整備が進められている。一方で、世界的な新型コロナウィルス感染症の感染拡大や、GIGAスクール構想による学校のICT環境の整備等により、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しており、子どもの読書活動にも影響を与えている可能性がある。

こうした諸情勢の変化や第四次基本計画期間における成果・課題等を検証した上で、ここに新たな「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(「第五次基本計画」。以下「本計画」という。)を定めることとする。

本計画は、今後おおむね5年間にわたる施策の基本の方針と具体的な方策を明らかにするものである。なお、本計画中の数値目標は、子どもの読書活動の推進に必要と考えられる施策を行うまでの取組の目安として掲げるものであり、都道府県又は市(特別区を含む。以下同じ。)町村に対して、数値目標の達成について特段の施策の実施を義務付けるものではない。

#### 第1章 近年における子どもの読書活動に関する状況等

##### I 子どもの読書活動に関する取組の現状

家庭・地域においては、図書館数が過去最高となり、児童室を有したり、読み聞かせ等を行うボランティア登録制度を設けたりしている図書館の増加、オンライン閲覧目録(OPAC)の導入率の上昇等、読書環境の充実は年々図られているところであるが、児童用図書の貸出冊数は減少している。

学校においては、司書教諭の発令や学校司書の配置は進んでいる一方、全校一斉の読書活動を行う学校の割合は減少傾向にある。

##### II 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

###### 1 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定

令和元年6月、視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とし、読書バリアフリー法が公布・施行された。また、令和2年7月、同法第7条に基づき、施策の一層の充実を図るため、令和2年度から令和6年度を対象期間とする「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」(以下「読書バリアフリー基本計画」という。)を策定した。

## 2 教育におけるデジタル化の進展

令和3年9月のデジタル庁の設置をはじめ、政府全体で、我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するデジタル社会の形成に向けた取組が進められている。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において、教育DXを見据えた教育のデジタル化のミッションとして「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」を目指すことが掲げられた。

令和元年度補正予算において、児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するGIGAスクール構想に必要な経費が計上された。令和2年度第1次補正予算において、1人1台端末整備の前倒しや、家庭でもつながる通信環境の整備など、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境の整備に必要な予算が計上されたことに加え、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(令和2年12月8日閣議決定)を踏まえ、令和2年度第3次補正予算、令和3年度予算に「GIGAスクール構想の拡充」等に必要な経費が計上され、GIGAスクール構想の実現が加速されている。

また、「学校教育の情報化の推進に関する法律」(令和元年法律第47号)に基づき、学校教育の情報化の推進に関する施策の方向性やロードマップを示す「学校教育情報化推進計画」(令和4年12月26日)が策定され、さらに、ICTを活用するための環境整備やICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成等の基本方針が示された。

デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日閣議決定)においては、将来を見越した地域活性化のためには、その基盤となる子どもたちの教育の質を、教育DXを通じて全国どこでも向上させる必要があり、GIGAスクール構想を環境整備から利活用促進の段階に大きく進めていくこと等が示された。さらに、GIGAスクール構想に基づくICT環境の整備に加え、ICTを最大限に活用した高等学校の教育環境改善のためのネットワークの構築等を通して、学校規模や地理的要因等にとらわれず教育の質を高める手段である遠隔教育の推進に取り組むことが示された。また、図書館などの社会教育施設において、地域の教育力向上に向けて、ICTなどの新しい技術を活用しつつ、多様な主体と連携、協働しながら魅力的な教育活動を展開し、ひづくり、地域づくりを行う取組を促進すること等が示された。

## 3 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定

令和4年1月、国は、令和4年度から令和8年度を対象期間とする第6次学校図書館計画を策定した。同計画は、全ての公立小中学校等において、「学校図書館図書標準」(平成5年3月29日付け文部省初等中等教育局長決定)の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配備及び学校司書の配置拡充を図ることとした。同計画に基づく地方財政措置は、5年間で、2,400億円、前計画から50億円の増加となった。

## III 子どもの読書活動の現状

小学4年生から高等学校3年生を対象とした、5月における1か月間の平均読書冊数に関する調査によると、推進法が制定された平成13年度と令和4年度を比較すると、小学生6.2冊から13.2冊、中学生2.1冊から4.7冊、高校生1.1冊から1.6冊と、いずれの学校段階においても読書量は令和4年度の方が多い。第四次基本計画の初年度に当たる平成30年度(小学生9.8冊、中学生4.3冊、高校生1.3冊)と比較しても、令和4年度の読書量の方が多い。

第四次基本計画において、1か月に本を1冊も読まない子どもの割合(以下「不読率」という。)について、令和4年度に、小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下とするという目標を掲げた(小学4年生から高校3年生を対象)。これに対し、令和4年度、小学生6.4%、中学生18.6%、高校生51.1%であり、いずれの学校段階でも、数値目標までの改善は図られていない。

別の調査によると、小学生から高校生までの子どもの不読率は、令和2年度末から令和3年度当初に実施された全国一斉臨時休業等を経て、令和元年度の34.4%から令和3年度には38.5%まで上昇した。また、令和元年度と令和2年度との比較において、不読率の上昇が他の学年と比較して大きかった学年集団は、令和2年度に小学校2年生、小学校3年生、中学校1年生及び高等学校1年生であり、全国一斉臨時休業が、自宅学習の難しい小学校低学年や、中学校、高等学校に進学した直後の学年の読書習慣の形成に影響を与えたことが示唆されている。同じく、令和元

年度から令和2年度において本を読む時間が減少した一方で、漫画や雑誌を読む時間が増加したこと等が指摘されている。

新型コロナウイルスの発生を受け実施された各学校の臨時休業等により、児童生徒による学校図書館へのアクセスが一定期間制限された。また、図書館においても、臨時休館や開館時間の短縮、入館人数の制限等を余儀なくされた。こうした状況が、子どもの読書活動にも影響を与えた可能性がある。

令和元年度から令和3年度、小中学生において、学習意欲が低下する子どもが増加したとの調査報告もあり、読書へ向かう意欲も減退した可能性もある。

自然・文化体験や職業体験等を通じ、事前や事後に関連した図書を読んだり、調べたりするという動機が生まれ、さらには読書活動の結果、更なる体験の実践につながるなど、読書は体験活動と連動する側面もあると考えられるが、コロナ禍における体験活動の機会の減少も不読率と無縁ではないものと考えられる。

国際的な観点からは、令和元年に公表された「OECD 生徒の学習到達度調査」によると、我が国の子どもの読解力の平均得点は、OECD 平均より高得点のグループに位置しているが、前回調査から平均得点が統計的に有意に低下し、OECD 加盟国中 11 位となっている。この結果について、複数の文書や資料から情報を読み取って根拠を明確にして自分の考えを書くこと、テキストや資料自体の質や信ぴょう性を評価することなどに課題があることが指摘されている。

また、我が国を含む OECD 全体の傾向として、本の種類にかかわらず、本を読む頻度は、2009 年と比較して減少傾向にある。OECD 平均と比較すると、我が国の子どもは、フィクション、漫画を読む生徒の割合が高く、新聞、フィクション、ノンフィクション、漫画のいずれも、よく読む生徒の読解力の得点が高い。

## 第2章 基本的方針

社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となっている時代において、子どもたちは、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることが求められる。

こうした子どもたちの資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠である。子どもたちは、読書を通じて、多くの知識を得たり、多様な文化への理解を深めたりすることができる。また、心に残る名作などの文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる探究心や真理を求める態度が培われる。

また、読むこと自体の楽しさ、それによる充実感、満足感を得ることが重要である。子どもの頃のそうした楽しかった体験は、生涯にわたる学習意欲やウェルビーイング (Well-being) につながるとともに、将来、その体験を子どもたちと共有していきたいという動機となり、世代を超えた読書活動の推進の循環が形成されることが期待される。

全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、以下の点も考慮しながら、社会全体で子どもの読書活動を推進する必要がある。

### I 不読率の低減

子どもの読書活動の意義を踏まえれば、全ての子どもたちが本に接することができるようになることが重要である。

前述のとおり、子どもの不読率は、第四次基本計画の数値目標を達成していない。不読率の改善に向け、学校図書館に関するオリエンテーション等の学校種間の移行段階に着目した取組、読書に興味のない子どもも親しみやすい講座、体験活動等と連動した取組等の充実に努めること、また、小学校1年生の不読率に就学前の読み聞かせの実施が影響を与えていたとの指摘もあり、乳幼児期からの読み聞かせを推進することが重要である。

高校生の不読率は、小学生、中学生に比して、高い状況が続いている。他方、一貫した上昇傾向にあるわけではない。こうした状況を踏まえ、第四次基本計画の基本的な方針を維持し、乳幼児期から中学生までの読書習慣の形成を促すとともに、大人への過渡期にある高校生が読書の必

要性を真に感じ、主体的に読書に興味・関心を持てるような取組の推進を図る必要がある。例えば、探究的な学習活動等に当たって、学校図書館や図書館の利活用を促進する取組の充実を図る。また、高校生は、電子書籍を利用した読書経験等、大人に近い部分もあり、大人の不読の分析やその対応との連続性を勘案することも重要である。子どもだけに区切らず、大人も含めての読書活動の推進計画をつくる地方公共団体などもあり、これらの取組の推進を図る必要がある。

## II 多様な子どもたちの読書機会の確保

特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒、小・中・高等学校の通常の学級に在籍しながら通級による指導を受けている児童生徒は増加している。また、日本語指導を必要とする児童生徒も増加している。さらに、特定分野に特異な才能のある児童生徒の存在も指摘されている。相対的貧困状態にあるとされる子どもも一定程度存在している。本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子どもたちの存在も明らかになっている。読書活動の推進に当たっても、多様な子どもたちを受容し、それに対応した取組を行うことが重要である。

中央教育審議会が令和3年1月に取りまとめた「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（以下「令和3年答申」という。）では、2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、その姿を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」と位置付けた。

読書活動の推進に当たっても、全ての子どもたちの可能性を引き出すために、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に資する読書環境を整備し、読書機会の確保に努めることが求められる。そのためには、読書バリアフリー法を踏まえ、視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「アクセシブルな書籍」という。）及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「アクセシブルな電子書籍等」という。）の充実、日本語能力に応じた支援を必要とする子どもたちのための多言語対応等を含む、学校図書館、図書館等の読書環境の整備が不可欠である。

## III デジタル社会に対応した読書環境の整備

学校においては、個別最適な学び、協働的な学びの一体的充実、新型コロナウイルス感染拡大や災害等における教育の保障を実現するため、GIGAスクール構想が着実に進展している。また、図書館等の社会教育施設においては、デジタル基盤を強化するとともに、デジタル技術を活用することで、地域の教育力や国民全体のデジタルリテラシーを向上させ、デジタル田園都市国家構想の実現に貢献していくことが求められている。

こうした状況を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、多様な子どもたちの読書機会の確保、非常時における図書等への継続的なアクセスを可能するために、子どもたちの健康や発達段階等に配慮しつつ、電子書籍等の利用、学校図書館や図書館のDX（デジタルトランスフォーメーション）を進める必要がある。

既に、学校向け電子図書館を開設し、小学生の電子書籍を含む図書の貸出数が急増した地方公共団体もある。新型コロナウイルス感染拡大の中、オンラインの読み聞かせ等を通じて、継続的な支援が行われた。こうした点も含め、より一層のデジタル化を推進することは重要である。

## IV 子どもの視点に立った読書活動の推進

令和3年答申は、新学習指導要領に基づいて一人一人の子どもを主語にする学校教育の目指すべき姿を具体的に描くとともに、教師についても、子ども一人一人の学びを最大限に引き出し、子どもの主体的な学びを支援する伴走者としての役割を強調した。

また、令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、令和4年6月には、「こども家庭庁設置法」（令和4年法律第75号）や「こども基本法」（令和4年法律第77号）等が成立した。これらを踏まえ、子どもの最善の利益を実現する観点から、社会が保護すべきところは保護しつつ、子どもの意見を年齢や発達段階に応じて積極的かつ適切にこども政策に反映させていくことが求められている。

読書活動の推進に当たっても、子どもが、それぞれ、好きな本を選択し、好きな時間に、好きな場所で、主体的に読書活動を行えるよう、アンケート等、様々な方法で子どもの意見聴取の機会を確保し、多様な子どもの意見を取り組み反映させる等、子どもの視点に立った読書活動の推進を行うことが重要である。

### 第3章 子どもの読書活動の推進体制等

国は、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する。地方公共団体は、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、実施する。

また、国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備を図る。

都道府県は、国が策定した基本計画を基本とし、当該都道府県における子どもの読書活動の推進状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県推進計画」という。）の策定、市町村は、本計画及び都道府県推進計画を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村推進計画」という。）の策定に努める（推進法第9条第1項及び2項）。

平成18年度末までに、都道府県推進計画策定率は100%に達した。令和3年度末時点で、市における推進計画策定率は、93.9%、町村における推進計画策定率は、74.4%となっている。第四次基本計画では、令和4年度末までに、市100%、町村70%以上を目標とし、国及び都道府県は、策定促進に努めるとされたところ、令和元年度、町村においての数値目標は達成された。

本計画における数値目標として、国及び都道府県は、令和9年度までに、市100%、町村80%以上となるよう、支援・助言等を通じ、引き続き、市町村推進計画策定の促進に努めることとする。

なお、地方公共団体が「教育基本法」（平成18年法律第120号）第17条第2項に定める教育振興基本計画等の計画を定めており、その中の子どもの読書活動の推進に関する部分が、都道府県及び市町村推進計画に該当すると地方公共団体の長が判断した場合、当該部分をもって都道府県及び市町村推進計画に代えることができる。代えることとした場合、都道府県及び市町村推進計画の見直し等は、当該教育振興基本計画等の見直しの中で適切に行うこととする。また、市町村推進計画は、複数の市町村による共同策定が可能である。

国及び地方公共団体は、より効果的な推進につなげるため、評価を着実に実施することが重要である。

また、国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置等を講ずるよう努める。

#### I 市町村の取組等

市町村は、子どもの読書活動を推進するためには、教育委員会のみならず福祉部局等が連携することに加え、学校、図書館、民間団体、民間企業等、関係者の連携、協力によって、横断的な取組が行われるような体制整備を図るよう努める。

市町村推進計画を策定していない市町村は、策定に努め、既に策定している市町村は、本計画及び都道府県推進計画の見直しの状況を踏まえながら、市町村推進計画の内容や目標の達成度等について点検及び評価を行い、必要に応じて、計画の見直しを行うことが重要である。

#### II 都道府県の取組等

都道府県は、市町村と同様に、子どもの読書活動を一層推進するために、教育委員会のみならず福祉部局等が連携することに加え、学校、図書館、民間団体、民間企業といった関係者の連携、協力によって、横断的な取組が行われるような体制整備に努める。

また、都道府県は、市町村に対し図書の長期貸出し等、都道府県立図書館を活用した支援を行うとともに、他の市町村の施策の紹介や域内の市町村や関係者が連携して読書活動を推進するための助言等を行うこと、高等学校や私立学校を所管する立場から、高校生や私立学校に通う子ど

もに着目した取組等について、市町村と連携しつつ関連施策の実施に努めることが重要である。

基本計画の見直しの状況を踏まえながら、都道府県推進計画の内容や目標の達成度等について点検及び評価を行い、必要に応じて都道府県推進計画の見直しを行うよう努める。

### III 国の取組等

国は、本計画に基づく施策を推進するため、関係府省庁間相互の連携を図るとともに、都道府県及び市町村相互の連携の更なる強化を図る。

国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるために、「子ども読書の日」等の全国的な普及啓発の推進や、優れた取組の奨励を図る。また、調査等を通じ、ICTを活用した子どもの読書活動に関する取組、市町村推進計画の策定状況、子どもの不読に係る状況、読書活動の推進に携わる人材の育成、多様な子どもの読書環境の整備等、子どもの読書活動に関するデータ、優良事例等の収集・分析・提供、助言等を行い、都道府県、市町村の取組等を支援する。

さらに、地方公共団体、図書館や学校図書館等の運営の参考となる資料等を作成し、変化する社会のニーズに対応した取組等の促進を図る。

## 第4章 子どもの読書活動の推進方策

### I 共通事項

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校が中心となり、社会全体で取り組んでいるところであるが、以下の事項について、認識を共有することが重要である。

#### 1 連携・協力

多様な子どもの読書活動を推進するためには、様々な機関や人々の連携・協力が不可欠である。国、都道府県及び市町村は、関係機関が連携して行う子どもの読書活動を推進する様々な取組の実施を促す必要がある。例えば、教育委員会において、社会教育主事や指導主事等が協力して、社会教育、学校教育の両面から読書活動を推進していくことが求められる。また、家庭、学校、保育所、認定こども園、図書館等に加え、公民館、児童館、国立国会図書館、大学図書館等が、機関の特質を生かし、効果的に連携・協力する。また、図書館等が、地域の書店、出版社、民間団体等との連携に努め、地域に根ざした子どものための読書環境醸成に取り組むことも考えられる。

##### (1) 地域における学習資源等の共有

学校図書館間、図書館間のみならず、学校図書館・図書館間の連携・協力体制を強化することは極めて重要である。

限られた図書等を有効に活用するために、学校間及び学校・公立図書館間で蔵書データ等の情報を共有し、相互貸借等を行うとともに、図書配送システムを確立し、効率的・効果的なネットワークが形成されることが重要である。国は、障害者が図書館を利用しやすくなるように各館の資源の共有や人材の交流等を行うためのコンソーシアムを構築しており、こうした取組を引き続き推進する。

また、図書館等のDXの進展によって、電子書籍等を含む、社会教育の教育・学習資源が、学校教育においても、最大限に活用される仕組みを構築することが課題となる。このため、例えば、設置する学校の児童生徒に対し、公立図書館の電子書籍貸出しサービスのIDを一括で発行し、各学校の学習活動のほか、長期休業期間中の児童生徒や感染症や災害発生などの非常時に登校できない児童生徒の自宅学習などを効果的に行えるようにする取組等を、国も積極的に促す。

##### (2) 地域における人的資源の共有

国は、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指し、地域と学校が連携・協働するコミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進している。

読書のきっかけともなり得る様々な体験活動、学校図書館支援、読み聞かせ等の読書関連のイベントの実施等についても、こうした地域社会と協働した活動として促進を図ることが重要である。

例えば、放課後や休日に子どもたちが集まる放課後子供教室、放課後児童クラブ等において、

読書活動に関し専門的知識を持つ者や地域のボランティア等多様な人々の参画を得ながら、子どもが読書に親しみ取組を行う。その際、地域と学校との連絡調整、情報の共有、地域学校協働活動の企画、調整、運営、地域住民への呼び掛け等を担う地域学校協働活動推進員（コーディネーター）が、必要に応じ、地域の子どもの読書活動の取組を支援する。国は、読書活動を含む体験活動に関する民間団体等が提供するプログラム等の情報について、統一的なポータルサイトを設ける等、関係者間の情報共有の円滑化やマッチングを図る。

また、子どもの読書活動の推進に当たっては、社会教育士や地域学校協働活動推進員など社会教育関係者のネットワークや知見が有効であるとともに、司書や学校司書が社会教育士の称号を得て、地域の様々な場所で生涯学習社会の中核として活躍することも期待されており、連携が促進されるよう、活用方策を検討する。

### （3）関連機関等の特質に応じた連携・協力

多様な機関等の特質を踏まえ、効果的に連携・協力することが重要である。

#### ① 公民館

公民館は、地域住民にとって身近な学習拠点、交流の場、地域コミュニティ形成の場等としての役割を担っており、多くの公民館で図書室等による図書の貸出しや、読み聞かせ講座の実施、読み聞かせボランティアの育成など、地域に密着した読書活動の機会が提供されている。各地域での取組については、公民館と図書館が連携し、公民館における児童・青少年用図書等の整備に努めるほか、読書活動に関し専門的知識を持つ者や社会教育士等の社会教育人材、地域のボランティア等多様な人々と連携・協力し、読み聞かせ等の子どもの読書活動の機会の提供を行うことが重要である。

#### ② 児童館

児童館は、子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とした施設である。児童館の図書室では、児童・青少年用図書等を活用した様々な活動が行われている。とりわけ、読書活動に関し専門的知識を持つ者や地域のボランティア等多様な人々による読み聞かせやお話（ストーリーテリング）等の活動は、図書館における諸活動と同様、子どもが読書に親しみ契機となる。

#### ③ 国立国会図書館

国立国会図書館国際子ども図書館では、納本制度による児童・青少年用図書等の収集・保存、外国の児童・青少年用図書等の広範な収集、関連資料の収集・保存を行うほか、公立図書館や大学図書館に対する支援や「学校図書館セット貸出し」事業等の学校図書館に対する支援、所蔵資料の魅力を伝えるための展示会・電子展示会等を行っている。また、「国際子ども図書館」は、児童・青少年用図書等に係る各種情報のインターネットによる提供、全国の図書館職員に対するオンラインを含む講座の実施、研修講師の派遣等を行うとともに、情報交換・意見交換の場の提供等を通じて全館種を対象とした図書館協力を進めるなど、「児童書のナショナルセンター」としての役割を担っている。このため、「国際子ども図書館」は、学校図書館を含む図書館及び関連機関との連携・協力を引き続き推進する。

また、国立国会図書館では、同館が収集又は製作した視覚障害者等用データをインターネット経由で送信する視覚障害者等用データ送信サービスを実施しており、同サービスを通じて、視覚障害その他の理由で通常の活字の印刷物の読書が困難な児童生徒が利用しやすいアクセシブルな電子書籍等を引き続き提供する。なお、同サービスは学校図書館でも利用可能である。

#### ④ 大学図書館

子どもの読書活動を推進する上で、大学図書館が有する知見や資料を活用することは有効である。このため、大学図書館は一般開放や所蔵資料の図書館への貸出し等、地域や図書館と大学図書館の連携・協力を推進する。

## 2 人材育成

急速に変化するデジタル社会に対応しICTを効果的に活用し、読書バリアフリー法や読書バリアフリー基本計画に基づき、アクセシブルな書籍や電子書籍等を整備する等、多様な子どもたちの個別最適な読書環境を実現するために、教師、保育士、学校司書、司書等に求められるスキル、知識、能力も急速に変化し、複雑化している。本計画実施期間において、こうしたニ

ーズに対応できるよう、国、都道府県、市町村、図書館等、関連機関は、読書活動に携わる人材育成の在り方を見直し、必要に応じ、研修その他の適切な措置を講ずることが求められる。その際、社会教育士の称号を得た司書や学校司書は、地域の様々な場所で生涯学習社会の中核としての活躍も期待されている。国が実施する各講習については、オンラインでも全課程を受講することができるよう改善を図る。

#### (1) 司書及び司書補等について

国及び都道府県教育委員会は、「図書館法」(昭和 25 年法律第 118 号) 第 7 条の規定に基づき、司書及び司書補がこれらの役割を果たすために必要な資質・能力等の向上を図るために、継続的・計画的な研修を実施するよう努める。

また、子どもを取り巻く ICT 環境の変化に柔軟かつ迅速に対応するとともに、読書バリアフリー法に基づく取組を含む多様な子どもに個別最適な読書環境の提供を可能とする資質や能力を持った人材の育成が重要である。

こうした状況を踏まえ、国は、これらの講習内容等実態把握に努め、必要な見直しを検討する。

#### (2) 司書教諭、学校司書等について

学校図書館を有効に活用し、子どもの読書活動を推進するためには、司書教諭及び学校司書が専門的な知識・技能を習得し、専門性等を一層発揮することが重要である。

学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う司書教諭の職務は、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭の免許状を取得するとともに、所定の機関で司書教諭講習を受講して司書教諭の資格を取得し、教育委員会や学校法人に教諭として採用された後に、学校内の役割として司書教諭となるよう命じられた者が担っている。

専ら学校図書館の職務に従事する学校司書の資格について、制度上の定めはないが、その養成に関して、職務から求められる専門的な知識・技能を整理し、それらの知識・技能を習得できる科目から構成される「学校司書のモデルカリキュラム」が定められている。各大学等の主体的な判断により、積極的に活用されることが期待される。

国は、読書バリアフリー法や ICT 環境の変化を踏まえ、これらの講習内容等について、実態把握に努め、必要な見直しを検討する。

司書教諭、学校司書のみならず、学校での取組に関わる多種多様な人材の資質向上のために研修等を充実させる必要がある。子どもたちに日常的に最もよく接するのは一般の教師であり、研修等を通じて、全ての教師が読書活動の重要性を認識し子どもたちに働き掛けること、また、より総合的に読書活動が促進されるよう、指導主事や校長等の研修において、子どもの読書活動に関する内容の充実が図られることが重要である。

教師を対象とした研修機会の充実のみならず、教職課程において、各大学の主体的な判断により読書教育に関する取組が推進されることが期待される。

また、各学校における校内研修や研究会等を通じ、読書指導に関する研究協議や先進的な取組例が共有され、教職員の意識の高揚や指導力の向上、学校図書館を活用した指導の充実、教職員間の連携を促すことも重要である。

### 3 普及啓発

子どもの読書活動の推進のために、普及啓発活動を促進する必要がある。

#### (1) 子ども読書の日

「子ども読書の日」(4月 23 日)は、「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」(推進法第 10 条第 1 項)に設けられたものである。

国、都道府県及び市町村は、「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい事業を引き続き実施するよう努めるとともに、文字・活字文化についての関心と理解を深めるために設けられた「文字・活字文化の日」(10 月 27 日)においても、その趣旨にふさわしい行事が国民の間で実施されるよう努める。国は、引き続き、国民の間に広く子どもの読書活動について、関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めることを目的に「子どもの読書活動推進フォーラム」を開催する。また、都道府県、市町村、学校、図書館、民間団体、書店等の民間企業等と連携を図りながら、ポスター等の作成・配布等を通じて全国的な普及啓発を図る。

## (2) 優れた取組の奨励

国は、子どもの読書活動の推進に関し、優れた取組等を行っている者を表彰又は顕彰することにより、関係者の取組の意欲を更に高め、活動内容の充実を図るとともに、広く国民の間に子どもの読書活動についての関心と理解を深める。

具体的には、子どもの読書活動を推進するため、子どもが読書に興味を持つような活動、関係者の資質向上のための活動、関係する機関や団体間の連携等において特色ある優れた実践を行っている都道府県、市町村、学校、図書館、民間団体及び個人に対し表彰等を行うことで、取組の奨励を図る。また、表彰等において、新たに、幼稚園、保育所、認定こども園等も対象とし、関連する活動奨励を図る。

国が行う奨励に当たっては、「第2章 基本の方針」で述べた、①不読率の低減、②多様な子どもたちの読書機会の確保、③デジタル社会に対応した読書環境の整備、④子どもの視点に立った読書活動の推進の各項目を重視することとする。

## (3) 優良な図書の普及

「児童福祉法」(昭和22年法律第164号)第8条第9項の規定により、社会保障審議会では、福祉文化分科会を設け、児童の福祉に資する出版物を児童福祉文化財として推薦している。

このような優良な図書は、地域における子どもの読書活動の推進を図る上で有効である。国は、図書館、児童福祉施設、視聴覚ライブラリー等にリストを配布することで、優良な図書を家庭・地域に周知・普及することを促す。

## 4 発達段階に応じた取組

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期からの発達段階に応じた読書活動が行われることが重要である。読書に関する発達段階ごとの特徴として、例えば、以下①～④のような傾向があるとの指摘がある。

### ① 就学前（幼稚園、保育所、認定こども園等）の時期（おおむね6歳頃まで）

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり、乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。

### ② 小学生の時期（おおむね6歳から12歳まで）

- ・低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。
- ・中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始める。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。
- ・高学年では、本の選択が始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまつたり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。

### ③ 中学生の時期（おおむね12歳から15歳まで）

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。

### ④ 高校生の時期（おおむね15歳から18歳まで）

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

他方、子どもの発達は多様であり、個々の子どもの状況を十分に勘案した上で、乳幼児期から切れ目ない個別最適な読書活動の推進を目指す必要がある。

例えば、0歳児健診などの機会に、絵本に接する機会の提供や、絵本の配布等を行う「ブックスタート」等の取組を実施し、小学校入学までに、再度、類似の取組を行い、さらに、不読率の状況を勘案し、学校種間の移行段階に着目した取組を進める。また、多様な子どもの読書活動を支援していく上では、個々の発達段階や状況等に応じて、紙媒体や電子媒体等を柔軟に選択できる環境整備が重要である。

国は、電子書籍や電子図書館に関する実態把握・分析、優良事例に係る情報提供、「3 普及啓発」の施策等を通じ、こうした取組を推奨していく。

## 5 子どもの読書への関心を高める取組

子どもの読書への関心を高めるために、多様な取組が行われている。読書への関心を高める取組としては、乳幼児期から実施される「読み聞かせ」や「お話（ストーリーテリング）」、協働的な活動として、子ども同士での本等の紹介や話し合いを行う「読書会」、「書評合戦（ビブリオバトル）」、「ペア読書」、「味見読書」、「まわし読み新聞」、ゲーム感覚で実施される「アニメーション」、「本探しゲーム」等の取組が挙げられる。

また、子どもの視点に立った取組を実現する観点から、子どもが主体的に読書活動に取り組む図書委員、子ども司書等の活動を促すことも重要である。

読んだ本の書名等を記録できるよう、冊子を手渡したり、「読書通帳機」に印字するサービスを提供したりする取組がある。読書の記録によって、自分の読書傾向を把握したり、読んだ内容を再確認したりすることができ、読書活動への意欲が高められることが期待される。

より発展的な取組としては、映画等の映像作品と原作を比較しながら読んだり、自分が書き手となったり、「読書新聞」、「読書ポスター」や本の帯を作成したりする取組が挙げられる。こうした取組によって、より多様な子どもの関心を集めることも期待される。

さらに、既存の取組に、多様な子どもたちが参加できるように工夫することや、ICTを効果的に活用することも重要である。例えば、読み聞かせ等の取組に、手話を添えたり、手遊びや歌を交えたり、様々な言語を併用したりする。こうした活動を地域の図書館や学校で行う場合は、ボランティア人材の協力等も必要である。また、読書記録のためのアプリ等に協働的な活動を可能とする仕組みを付加し、読書活動に対する関心を高めたり、オンラインの読書会を開催し、外出の難しい保護者や子どもが参加しやすくなるよう工夫をしたりしている。

国際交流活動の中で、読書活動に親しむ取組も実施されている。例えば、国が実施する「日中韓子ども童話交流事業」では、日本・中国・韓国の子どもたちが一堂に会し、各国の絵本・童話を比べて読むことで、読書の楽しみを共有するとともに、テーマに基づき世界に一つだけの絵本を作成するなどの文化交流を行い、相互理解の増進を図っている。

国は、「3 普及啓発」の施策等を通じ、こうした取組を推奨していく。

### 【具体的な取組等について】

#### ・読み聞かせ

大人が子どもに絵本等を読んで聞かせること。乳幼児から行われ、子どもは読み聞かせを通じて、言葉を獲得するだけでなく、本への関心を高めることができる。家庭、学校、保育所、認定こども園、図書館等広く行われており、子どもたちが同世代や異年齢の子どもたちへ行う場合もある。

#### ・お話（ストーリーテリング）

語り手が昔話や創作された物語を全て覚えて語り聞かせること。絵本の読み聞かせは絵が想像の助けとなるが、お話は耳からの言葉だけで想像を膨らませる。直接物語を聞くことで、語り手と聞き手が一体になって楽しむことができる。

#### ・ブックトーク

本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、ジャンルの異なる複数の本をテーマに沿って紹介する取組。様々なジャンルの本に触れることができる。

#### ・読書会

数人で集まり、本の感想を話し合う取組。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、一冊の本を順番に読む等、様々な方法がある。この取組により、本の新たな魅力に気付き、より深い読書につなげることができる。

#### ・書評合戦（ビブリオバトル）

発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2~3分程度行う。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなつたかを参加者の多数決で選ぶ取組。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができる。

- ・ピッチトーク

テーマを決めて、各自が読んだ本を、短く発表する取組。ビブリオバトルの形式を取つても良い。

- ・ペア読書

二人で読書を行うものであり、家族や他の学年、クラス等様々な単位で一冊の本を読み、感想や意見を交わす取組。読む力に差がある場合も相手を意識し、本を共有することにつなげることができる。感想を手紙等の形で相手に伝える方法がとられる場合もある。

- ・味見読書

グループになり、3～5分間と決められた時間で順番に5～10冊程度の本を全て試し読みした後で、一番読みたくなった本を紹介し合う取組。

- ・ブッククラブ

同じ本をみんなで少しづつ、数週間かけて読み、お互いに交流していく取組。

- ・リテラチャー・サークル

読みたい本ごとに3～5人のグループになり、何回かに分けて読み、話し合う取組。「思い出し屋」、「イラスト屋」、「質問屋」、「だんらく屋」、「ことば屋」等、役割を分担して読む方法もある。

- ・アニマシオン

読書のアニマシオンとは、子どもたちの参加により行われる読書指導の一つ。読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われる。ゲームや著者訪問等、様々な形で行われる。

- ・本探しゲーム

お題を出して、そのテーマにあった本を探していく取組。ゲーム感覚で楽しみながら、思い掛けない本と出会うことができる。

- ・図書委員、読書リーダー等の読書推進活動

子どもが図書館や読書活動について学び、読書のきっかけ作りになるような子ども向けの企画を実施する取組。読書リーダーは「子ども司書」、「読書コンシェルジュ」、「読書ソムリエ」等の名称でも呼ばれる。

- ・子ども同士の意見交換を通じて、一冊の本を「○○賞」として選ぶ取組

参加者が複数の同じ本を読み、評価の基準も含めて議論を行った上で、一冊のお薦め本を決める取組。複数の本を読み込み、共通の本について自身の考えで話し合うことで、自分と異なる視点を知り、自身の幅を広げることにつながる。

- ・読書新聞や読書ポスター、本の帯やPOPの作成

読後の感想や本の紹介等を、新聞形式やポスター形式、カード形式のPOPや本の帯にまとめる取組。読書活動を表現活動へと発展させるものもある。作成したものを展示したり、コンテストを行ったりする例もある。

- ・自分も書き手となる

自作の小説を書き、お互いに読み合い、工夫したところや、作品に対する思い等を伝えたり、友達の作品へ感想（ファンレター）を書いたりする等、互いに交流する取組。自分が書き手になることで、読書への機会や、プロの作品へのリスペクトへつなげていく。電子化すると、一度に多くの子どもが読むことが可能になる。

- ・映画等と原作の比較

原作本を読みながら映画（ドラマ）を鑑賞する等、映像作品と比較しながら本を読む取組。どちらが先でも、章ごとに区切ってもよい。

- ・まわし読み新聞

みんなで新聞を持ち寄り、気になる記事や、面白い記事を一人1件ずつ切り抜き、なぜその記事を選んだかを発表する。その後、みんなで今日のトップ記事を決め、上から順番に記事を貼っていき、最後に編集後記を付けて完成。新聞の記事に親しみ、じっくり読むことができる。

### ・読書の記録

読んだ本の書名等を記録できるよう、冊子等を手渡したり、「読書通帳機」で記録を印字できるようにしたりする取組。読書の記録によって、自分の読書傾向を把握したり、読んだ内容を改めて思い出したりすることができる。読書記録のためのアプリ等は、協働的な活動を可能とする仕組みを附加すること等で、多様な子どもの関心を集められる可能性もある。なお、読書の記録については、プライバシーの保護に、十分な配慮が必要である。

## II 家庭

### 1 家庭の役割・取組

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう、推進法第6条にあるように、保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが求められる。

具体的には、家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、工夫して子どもが読書に親しむきっかけを作ることが望ましい。また、定期的に読書の時間を設ける等、家族で読書の習慣付けを図ったり、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働き掛けることが重要である。

### 2 家庭の取組の促進等

家庭における読書活動に関しては、多様な子どもがあり、多様な家庭状況があることに配慮し、図書館、学校、市町村保健センター、民間団体、民間企業等の様々な機関が連携・協力して、状況に応じ、必要な支援を行い、社会全体で支えていく必要がある。

家庭において、読書の重要性について理解が促進され、家庭における読書活動の参考となるような取組が行われることが望ましい。例えば、以下のような取組が挙げられる。

- ・保護者を対象とした家庭教育に関する講座等の実施
- ・読み聞かせ会、わらべうたに親しむ活動等を通じた家族が触れ合う機会の提供
- ・家庭における読書等に関する情報提供

とりわけ、乳幼児への読み聞かせの体験とともに乳幼児と保護者に絵本を手渡し家族のコミュニケーションを促す活動である「ブックスタート」、家庭において子どもを中心に家族で同じ本を読むことで、本を媒介として相互理解を深め、家族の絆（きずな）が一層深まることを目指す活動である「家読（うちどく）」を一層充実することが重要である。

こうした取組は、読書活動の推進という視点のみならず、家庭教育支援の一環としても位置付けられるものである。このため、国は、家庭教育支援チームの全国的な配置を促進するとともに、その際、家庭における読書活動も重要な取組の例であることを周知していく。

## III 地域

地域における、子どもの読書活動の推進主体として図書館に焦点を当てる。各地域を拠点として活動する民間団体や地域学校協働活動等についての事項は、「I 共通事項」の「1 連携・協力」、「V 民間団体」等において言及する。

### 1 図書館の役割

図書館は、図書館法及び「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年文部科学省告示第172号。以下「望ましい基準」という。）等に基づき、基本計画を踏まえ、地域における子どもの読書活動の推進に努める。子どもの読書推進に関連して、主に以下のサービス等の実施に努める。

#### ① 乳幼児と保護者に対するサービス

乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、乳幼児おはなし会、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施。

#### ② 児童・青少年と保護者に対するサービス

児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携。

### ③ 障害児と保護者に対するサービス

アクセシブルな書籍及び電子書籍等、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施。

### ④ 日本語を母語としない子ども・保護者に対するサービス

外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供、「やさしい日本語」による利用案内。

### ⑤ 図書館への来館が困難な子ども・保護者に対するサービス

宅配サービス、移動図書館の実施。

### ⑥ ボランティア活動等の促進

読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所の提供。

### ⑦ 多様な学習機会の提供

子どもの自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等の主催、関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共に多様な学習機会の提供、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じた活動環境の整備。

### ⑧ 運営状況に関する評価

運営に関する適切な目標を設定し、達成状況等に関し自ら点検及び評価の実施、目標の設定に関し、図書館サービスその他の図書館の運営や子どもの読書活動の推進に係る指標の採用、当該図書館を利用する子どもやその保護者を含む多様な主体による点検及び評価の実施。

## 2 図書館の取組

### (1) 多様な子どもたちの読書機会の確保

読書バリアフリー法、読書バリアフリー基本計画、「望ましい基準」を踏まえ、障害者団体など関係者からの意見も聴きつつ、障害者サービスの一層の充実を図る。

障害者用トイレや点字による案内等のいずれかのバリアフリー関係設備を所有する図書館は94.7%に上るもの、録音図書を所有する図書館は21.5%、点字図書等を所有する図書館は45.4%、拡大読書器・拡大鏡を所有する図書館は52.2%にとどまっている。

図書館は、アクセシブルな書籍及び電子書籍等の整備・提供に努める必要がある。そのためには、アクセシブルな書籍・電子書籍等の製作を行う施設・団体等との連携、対応する図書館職員等の資質向上、アクセシブルな書籍及び電子書籍等の紹介コーナーの設置等に努めることが重要である。

移動図書館によるサービスは、図書館から遠い地域に住む子ども等、より多くの子どもに読書の機会を提供することを可能にするものであり、移動図書館を運行する場合は、運行回数の増大や巡回場所の拡充に努め、子どもやその保護者の視点に立ったきめ細かな図書館サービスの提供を図る。

日本語能力に応じた支援を必要とする子どもの読書活動の推進のために、多言語対応のほか、日本の文化の紹介や日本語で読みやすい本のコーナーの設置等の工夫に努める。

子どもやその保護者を対象とした読み聞かせ会、講座、展示会、子ども同士で行う活動等の実施に当たっても、多様な子どもが参加できるよう、子どもの特性や状況等を踏まえ、工夫することが求められる。

読書に興味のない子どもを含めて、幅広く、読書のきっかけをつくるための取組の充実に努める。例えば、図書館において、絵画、工作、書道、スポーツ、ゲーム等、地域の子どもが親しみやすい分野の講座や展示会、他の社会教育施設、民間の関係団体等と連携し体験活動等のイベント等を実施し、関連する図書紹介、図書館案内を取り入れる。探究的な学習活動等に際し、子どもの多様な興味に応じ、図書館資料を効果的に活用できるよう、情報収集を支援する。学校、保育所、認定こども園、児童館のみならず、子ども食堂等、子どもを対象とした民間団体等への団体貸出しや出前おはなし会等を行う。

地域の情報を集約し、様々な機関、団体等と連携・協力体制の構築を図る必要がある。例えば、図書館等に子ども読書支援センターを設置し、司書等の図書館職員が学校や読書活動を推進する民間団体等の相談対応や関連事業を実施する。

家庭でも学校でもない落ち着ける空間として、図書館が見直されており、子どもたちが立ち寄

りやすく、心地よい場所とすることで、本に触れるきっかけが生まれる可能性もある。

### (2) デジタル社会等に対応した読書環境の整備

図書館は、ICTを積極的に活用しつつ、多様な主体と連携、協働しながら魅力的な教育活動を開催し、ひとつづくり、地域づくりを促進することが求められる。

現状として、図書館利用者が利用できるコンピュータを設置している図書館は91.1%、OPACの導入率は90.2%である。子どもがより主体的に読みたい本を選択できるよう、全ての図書館でこれらの設備やサービスが設置及び導入されることが重要である。

約1割の地方公共団体が公立図書館で電子書籍の貸出しを行っており、約3割の地方公共団体が公立図書館で電子書籍の貸出しを予定又は検討していると回答した。感染症の発生等による閉館中においても、子どもの本へのアクセスを可能とするよう、多くの図書館で導入されることが望まれる。また、子どもが端末等で利用できるデジタルアーカイブの充実が期待される。例えば、学校向けの副読本のデジタル化や、地元に伝わる昔話を地元の人が語る音源等の地域に根ざしたコンテンツの作成を行っている図書館がある。

ホームページを開設している図書館は93.1%、メールマガジンの配信は11.7%、ソーシャルメディアの活用は27.7%であり、いずれも増加している。子どもへの情報提供についても、GIGAスクール等の進展を踏まえ、ICTを活用した情報発信を充実させることが重要である。

オンラインでの読み聞かせや読書会等の取組も行われており、著作権法に留意した上で、地域の実情を踏まえたICTを活用した多様な取組が実施されることが期待される。

### (3) 子どもの視点に立った読書活動の推進

現代の子どもたちは、複雑化する社会の中で、多様な背景を持っており、図書館においては、学校等の教育現場とも連携して、多様な子どもの意見聴取の機会確保に積極的に努めることが重要である。

例えば、アンケート等により、子どもの視点に立ったサービスの改善や図書の収集に努める。また、中学生、高校生等の要望を把握し、資料の充実を図るとともに、YA(ヤングアダルト)コーナー等を設置したり、イベント等の実施においても企画段階から参加を募ったりする事例もある。こうした取組は、高校生等の不読率の低減にもつながる。

また、障害のある子どもやその保護者等から意見を聴取し、図書館の環境整備等に反映していくことが重要である。

## 3 図書館における取組の促進等

### (1) 図書館の設置・運営及び資料の充実

我が国の図書館数は、令和3年現在、3,400館であり、昭和38年以降一貫して増加している。都道府県及び市町村の設置率は、平成30年現在、都道府県立は100%、市立は98.7%であるが、町立は63.1%、村立は27.9%と、町村立図書館の設置が十分に進んでいない。

子どもの読書活動を促進するために、公立図書館が未設置の市町村においては、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、公立図書館の設置について積極的に取り組むことが重要である。都道府県は、公立図書館が未設置の市町村に対して必要な指導・助言等を行い、市町村立図書館の設置を促す。既に公立図書館を設置している都道府県及び市町村においても、地域の実情に応じて、分館の設置や移動図書館の活用等により、子どもの読書活動を一層促進するための環境整備の充実に努める。特に、児童室を設置している図書館の割合は64.8%であり、引き続き、子どものためのスペース確保に努めることが求められる。

公立図書館の図書館資料の整備については、地方財政措置が講じられており、都道府県及び市町村は公立図書館の図書館資料の計画的な整備が図られるよう努め、国は、周知等を通じ、整備を促す。

多様な地域住民のニーズに対応した図書館の環境整備に当たっては、民間などの多様な主体と連携することも重要である。国は、図書館などの社会教育施設においてもPPP/PFIの活用等による官民連携を推進しており、図書館についても、公民館や飲食施設との複合化の取組等において、こうした手法が活用されている事例がある。また、図書館などの社会教育施設のデジタル化を推進することにより、例えば、マイナンバーカードを図書カードとして活用する等、図書館での手続の簡略化・効率化を通じ、地域住民の利便性を高めることも重要である。国は、各事案に応じた効果的な助言等の支援を行う。

また、電子書籍、データベース等のデジタル資料の導入に当たって、関連知識が不足していることが課題として指摘されている。こうした状況は日々急速に進展していることから、国は、図書館のデジタル化に関する状況等について、実態把握を随時行い、先進事例の共有等を通じ、最適なサービスが得られるよう取組を支援する。

図書館の健全な発展に資することを目的として、平成24年に策定された「望ましい基準」について、国は、関係者の意見を聴き、読書バリアフリー法やICTの急速な発展等を踏まえた見直しを検討する。

#### (2) 司書及び司書補の適切な配置

司書及び司書補は、児童・青少年用図書等をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、読み聞かせ会等子どもの読書活動の推進に資する取組の企画・実施、子どもの読書に関する保護者の相談への対応等、子どもの読書活動の推進における重要な役割を担っている。

公立図書館の職員の配置については、地方財政措置が講じられているところであり、都道府県及び市町村は、司書及び司書補の適切な配置に引き続き努める。国は、司書及び司書補の専門性やその役割の重要性について改めて周知を図り、子どもの読書活動の推進に資する安定的なサービスを実施するために必要な専門性等を持った人材の適切な配置を促す。

### IV 学校等

多様な背景を持つ子どもの状況を踏まえ、子どもの読書活動の推進に当たっても、多くの子どもが長い時間を過ごす学校等の役割が重要性を増している。

#### 1 幼稚園、保育所、認定こども園等

乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園、保育所、認定こども園等は、幼稚園教育要領や保育所保育指針等に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行う。幼稚園、保育所、認定こども園等で行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも読み聞かせ等を推進するとともに、保護者に対し、読み聞かせ等の意義を普及することが重要である。

幼稚園、保育所、認定こども園等においても、乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努めることは重要である。

幼稚園、保育所、認定こども園等においては、保護者、ボランティア等と連携・協力するなどして図書の整備を図るとともに、公立図書館等の幼稚園、保育所、認定こども園等を対象とした団体貸出しを利用する等、全ての子どもがより多くの本にアクセスできる環境の整備に努めることが重要である。また、幼稚園、保育所、認定こども園等は図書館の協力を得て、図書を選定することも考えられる。

また、異年齢交流において小中学生が幼稚園、保育所、認定こども園等の乳幼児に読み聞かせを行う等、子どもが絵本や物語に触れる機会が多様になるよう工夫することも重要である。

#### 2 小学校、中学校、高等学校等

##### (1) 役割

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校はかけがえのない大きな役割を担っている。

「学校教育法」(昭和22年法律第26号)においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」と規定されている(第21条第5号)。

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領において、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実すること、また、地域の図書館等の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集活用等の学習活動を充実させること等の読書に関する事項が示されている。

学習指導要領等を踏まえ、各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導するよう努める。また、教育課程との関連を

踏まえた学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用が図られるよう努める。

学校図書館は、図書館資料を収集・整理・保存し、児童生徒及び教職員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに児童生徒の健全な教養を育成することを目的として学校に設置される。学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。

学校図書館は、学校教育に欠くことのできない基礎的な設備であり、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善にも効果的に生かすことが期待されており、各教科等の習得、活用、探究の過程の中で、図書館等の豊富な資料や情報が有益である。また、教師や学校司書等が連携し、学習課題に対応した図書の充実や図書館等を利用した効果的・効率的な情報収集の方法について積極的に発信することは、読書活動の推進に資する。

## (2) 取組

### ① 多様な子どもたちの読書機会の確保

#### (学校図書館の開館)

学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう、また、一時的に学級になじめない子どもの居場所となり得ること等も踏まえ児童生徒の登校時から下校時までの開館に努める等、多様な背景を持つ児童生徒に読書や学習の場を提供するよう努める。

その際、地域の多様な人々の参画も得る等、教職員の業務負担の軽減にも配慮する。

#### (学校図書館資料の充実)

児童生徒の豊かな読書経験の機会を充実していくためには、特異な才能のある子どもを含む、多様な児童生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料（「学校図書館法」（昭和 28 年法律 第 185 号）第 2 条に規定する図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料）を整備・充実させる必要がある。

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準である学校図書館図書標準を達成した学校の割合は年々上昇しており、令和元年度末（平成 27 年度末）：小学校 71.2%（同 66.4%）、中学校 61.1%（同 55.3%）と上昇している。他方、特別支援学校の学校図書館図書標準の達成率については、小学部では 15.5%（同 14.0%）、中学部において 3.6%（同 3.7%）と著しく低い状況にある。

多様な図書の所蔵状況に関しては、令和元年度末時点で、電子書籍を所蔵している学校の割合は、小学校 0.2%、中学校 0.3%、高等学校 1.4%、特別支援学校初等部 2.8%、中等部 2.5%、高等部 2.4% となっている。デイジー図書等を所蔵する学校の割合は特別支援学校において高くなっている。外国語の図書を所蔵する学校の割合は、全体で 64.3% となっている。

また、新聞を配備している学校は、令和元年度末現在（平成 27 年度末）、小学校で 56.9%（同 41.1%）、中学校で 56.8%（同 37.7%）、高等学校で 95.1%（同 91.0%）となっている。

多様な子どもに対応した読書活動の推進を実施するために、学校図書館は、学校図書館図書標準の達成率の充足のみならず、アクセシブルな電子書籍等を含む多様な図書の整備、新聞配備の充実等に努めることが重要である。

また、私立学校においても、学校図書館資料の充実が図られることは重要である。

#### (全校一斉の読書活動等)

10 分から 15 分程度の短い時間を活用して児童生徒が自らの興味や関心に応じて選んだ図書について読書活動を実施する全校一斉の読書活動は、全国 26,000 校以上、小学校の 90.5%、中学校の 85.9%、高等学校の 39.0% で実施されている。全校一斉の読書活動等は、本を読む習慣のない子どもが本を手に取るきっかけとなり、不読率の改善につながる可能性がある。学校において、読書の機会が確保されることは、子どもの読書習慣の形成を促す上で重要である。

また、文系・理系といった枠にとらわれず、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けていく資

質・能力の育成が求められており、STEAM 教育等の教科等横断的な学習の重要性が増していることから、高校生等が、様々な分野の資料にアクセスできる学校図書館や図書館等を活用し、読書に興味を持つことが期待される。

#### (在外教育施設等)

日本人学校等の在外教育施設においても、豊かな読書活動を体験できるよう、電子書籍等を含む図書の整備や取組事例の紹介等を通じて、読書活動が推進されることが重要である。

#### ② デジタル社会に対応した読書環境の整備

多様な子どもの個別最適で協働的な学びに資するよう、また、感染症の発生等による学校の臨時休業等においても子どもの図書へのアクセスを可能とするよう、学校図書館の DX は極めて重要な課題である。

学校図書館図書情報をデータベース化し、他校の学校図書館や公立図書館等とそれをオンライン上で共有すること等により、地域全体での図書の共同利用や各種資料の検索、多様な興味・関心に応える図書の整備等が可能となる。学校図書館の蔵書のデータベース化の状況は、令和元年度末（平成 27 年度末）時点で、小学校で 80.5%（同 73.9%）、中学校で 79.3%（同 72.7%）、高等学校で 92.2%（同 91.3%）であり、子どもの情報の収集・選択・活用を円滑化するために整備されることが重要である。

GIGA スクール構想によって、1 人 1 台端末の整備、通信ネットワーク環境の整備が進められた。令和 3 年 7 月時点では、全国の公立の小学校等の 96.1%、中学校等の 96.5% が、「全学年」又は「一部の学年」で端末の利活用を開始し、義務教育段階における学習者用端末 1 台当たりの児童生徒数は、1.0 人となった。また、令和 3 年 5 月末時点では、校内ネットワークの供用を開始した公立学校の割合は、98.0% となっている。校内 LAN や配布された端末によって、学校図書館を含む学校内のどこにあっても、学校内外の様々な情報資源にアクセスできる環境が実現し、児童生徒の調べ学習等がより効果的に行われることが期待される。

学習指導要領では、「情報活用能力」を、「言語能力」と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとしている。最近の研究では、1 人 1 台端末の活用が定着した地域で、子どもたちが、様々な情報源を、各自のタイミングで即時に扱う状況が生じるとの指摘がある。その際に、図書も学びのための情報源の選択肢の一つとして扱われる。こうした変化の中で、子どもたちが、学校図書館、学校図書館資料、読書活動をどのように捉えるかを分析し、子どもたちの情報活用能力の育成を促すとともに、そのニーズに対応していくことが重要である。取組を進めるに当たっては、情報科の教師等が中心となることも有効と考えられる。

令和 2 年 12 月の調査では、2 % の地方公共団体が公立学校に電子書籍を導入していると回答した。また、約 1 割の地方公共団体は公立学校に電子書籍を導入予定・検討していると回答し、導入の課題として、66.9% が予算不足、31.7% が電子書籍に関する知識の不足と回答した。学校の児童生徒に対し、公立図書館の電子書籍貸出しサービスの ID を一括で発行し、児童生徒に配布した端末のホーム画面に設置したアイコンから簡単にアクセスできるようにし、同時に利用する人数に制限のない「読み放題」の本を提供することで、電子書籍の活用の幅を広げた事例がある。

こうした学校図書館等の DX に当たっては、子どもたちの健康等に配慮しつつ、教師、情報通信技術支援員（ICT 支援員）等の ICT 等の専門家を含む様々な人材等と連携し、計画的に促進することが重要である。

#### ③ 子どもの視点に立った読書活動の推進

個々の子どもが、主体的に学んだり、楽しんだりするために、自発的な読書活動や学校図書館の活用を支援する必要がある。このため、児童生徒の意見聴取の機会を確保するとともに、図書委員等の子どもが学校図書館の運営に主体的に関わり、例えば、学校図書館便りの作成等、学校図書館を利用して読書を広める活動を行うことが重要である。

#### (3) 学校等における取組の促進等

##### ① 学校図書館資料の計画的整備

第 6 次学校図書館計画に基づく経費に係る地方財政措置 5 か年の合計 2,400 億円（単年度 480 億円）のうち、学校図書館図書の整備のために 995 億円（単年度 199 億円）、学校図書館への新聞配備のために 190 億円（単年度 38 億円）が計上されている。

社会の変化や学問の進展を踏まえた児童生徒にとって正しい情報に触れる環境の整備の観点から、学校図書館標準達成のための新たな図書の整備に加え、計画的な図書の更新を図ることが求められる。そのためには、学校図書館長の役割も担っている校長のリーダーシップの下、図書の現状把握を行い、図書の選定、廃棄・更新が適切に行われるよう、図書選定を行うための校内組織の設置、選定基準及び廃棄基準の策定に努めることが重要である。また、平成27年6月の公職選挙法等の改正による選挙権年齢の18歳以上への引下げや令和4年度からの民法に規定する成年年齢の18歳への引下げに伴い、子どもが主体的に主権者として必要な資質・能力を身に着けるためにも、発達段階や地域の実情に応じ、学校図書館への新聞の複数紙配備が必要である。

国は、都道府県及び市町村が、第6次学校図書館計画期間中に、全ての学校図書館において学校図書館標準の達成、計画的な図書の更新並びに新聞の複数紙配備に努めるよう、教育委員会等に対し、適切な予算措置がなされるように周知を図るとともに、現状把握や予算措置の参考となる資料の作成・配布等を行う。

また、国は、組織の枠を超えた関係者間の連携体制を構築し、「読書バリアフリー基本計画」に基づく施策を効率的かつ効果的に推進するため、地域等において、公立図書館、学校図書館、大学図書館、点字図書館等の様々な図書館や関係行政組織・団体等が連携した「読書バリアフリーコンソーシアム」を設置し、物的・人的資源の共有をはじめとした様々な読書バリアフリーの取組を引き続き促進する。具体的には、学校図書館等におけるアクセシブルな書籍等の共有を目指し、アクセシブルな図書・教材を効率的に製作、共有する仕組み等の検討や、図書・教材のアクセシビリティ保障に関する先進的な取組の集約を行い、その成果をウェブサイトで公開する。

電子書籍、データベース等のデジタル資料の導入に当たって、関連知識が不足していることが課題として指摘されている。こうした状況は日々急速に進展していることから、国は、学校図書館のデジタル化に関する状況等について、実態把握を随時行い、先進事例の共有等を通じ、最適なサービスが得られるよう取組を支援する。

また、「学校図書館標準」について、昨今の社会の変化やICTの急速な発展等を踏まえ、必要に応じ、見直しを検討する。

## ② 体制整備

読書指導や各教科等における学校図書館を活用した学習活動の充実を図っていくためには、学校全体で児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備する必要がある。そのため、学校図書館の運営は、校長のリーダーシップの下、司書教諭を含む全ての教職員、学校司書、地域のボランティア等が連携・協力して、計画的・組織的になされることが望ましい。

また、校長が学校図書館の館長としての役割も担っているという認識を深めるために、教育委員会が、校長を学校図書館の館長として明示的に任命することが有効である。

また、教育委員会に設けられた学校図書館支援センターが、学校図書館の運営支援、研修企画・運営等を行い、地方公共団体における学校図書館全体の質的向上を総合的に図る事例もある。

国は、優良事例の収集・分析を踏まえ、研修等を通じて情報提供を行う等、各地方公共団体の体制整備を支援する。また、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示した「学校図書館ガイドライン」(平成28年11月29日付け文部科学省初等中等教育局長通知)について、昨今の社会の変化やICTの急速な発展等を踏まえ、必要な見直しを検討する。

## ③ 司書教諭の配置

司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供のほか、学校図書館を活用した教育活動の企画の実施、教育課程の編成に関する他教師への助言等、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うことから、その配置の促進を図る必要がある。

学校図書館法第5条及び附則第2項の規定により、平成15年度以降、12学級以上の学校(小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校)に、司書教諭を必ず配置しなければならないこととされている。令和2年度の時点で、司書教諭の発令状況は、小学校:69.9%(12学級以上の学校においては、99.2%)、中学校:63.0%(同97.0%)、

高等学校：81.5%（同 93.2%）となっている。特別支援学校については、小学部 62.4%（12 学級以上の学校においては 93.7%）、中学部 50.1%（同 92.9%）、高等部 62.9%（同 93.8%）である。

都道府県教育委員会は、司書教諭が発令されていない学校における有資格者の発令の促進、司書教諭が学校図書館に関する業務に従事する時間を確保できるよう、教職員の協力体制の確立や、校務分掌上の配慮等を工夫し、司書教諭の役割等について理解増進等に努める。

#### ④ 学校司書の配置

学校は、司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教師による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校司書を置くよう努めなければならないとされている（学校図書館法第6条）。

学校司書の配置状況は、令和2年度（平成28年度）時点では、小学校：68.8%（同 58.8%）、中学校：64.1%（同 58.0%）、高等学校：63.0%（同 66.6%）となっている。特別支援学校については、小学部 9.3%（同 9.1%）、中学部 5.5%（同 6.5%）、高等部 12.0%（同 10.6%）となっている。

公立小中学校の学校司書を配置するための経費として、第6次学校図書館計画に基づく経費に係る地方財政措置、5か年計2,400億円（単年度480億円）のうち、学校司書の配置に1,215億円（単年度243億円）が計上された。

国は、都道府県及び市町村が、現状把握や予算措置の参考となる資料の作成・配布を通じ、教育委員会等に対して周知を図ることで、学校司書の配置の推進を促す。また、周知等を通じ、地方公共団体が、学校司書の専門性等が一層發揮できるよう、学校司書が継続的・安定的に職務に従事できる環境に配慮した上、司書教諭の授業負担の軽減と合わせて学校図書館の人的整備の拡充を図ること、特別支援学校については、読書バリアフリー法の成立などを踏まえ、その配置の拡充に努めることに留意することを促す。

## V 民間団体

### 1 民間団体の役割・取組

民間団体は、子どもの読書活動に関する理解や関心を高めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動を推進することに大きく寄与している。

全国レベルでは、読書週間等のキャンペーン、読書感想文コンクール、家庭における読書を積極的に推奨する運動、全国各地を訪問して行う「読み聞かせ」、フォーラムの開催、読書活動に関する専門的知識を有する者の養成、子ども同士で本を紹介したり話合いや批評をしたりする活動等が行われている。

地域レベルでは、自発的に組織された約1万のグループにおいて、草の根的に文庫活動、読み聞かせ等が行われている。

絵本専門士等の読書活動に関する専門的知識を有する者や地域のボランティア等、様々な人々が参画することで、多面的な支援が可能となる。

### 2 民間団体の取組の促進等

国は、子どもの読書活動の推進を図る民間団体やボランティアの活動を一層充実させ、情報交流や合同研修等を通じてこれら相互間のネットワークの構築を図るために、民間団体やボランティアの取組を周知するとともに、「子どもゆめ基金」をはじめとした助成や絵本専門士や認定絵本士等の人材育成等を推進する。

都道府県及び市町村は、域内のボランティアグループや企業の社会貢献活動の取組等の状況を把握するとともに、子どもの読書活動を推進する活動で公共性が高いと認められるものについては、奨励方策を講ずることが期待される。

図書館は、ボランティア登録制度の導入等により、多様なボランティア活動を行うための機会や場所を提供し、それらの活動を円滑に行うための研修等も実施するように努める必要がある。

#### 4 山口県子ども読書活動推進協議会の状況

##### (1) 第4次計画策定以降の山口県子ども読書活動推進協議会の開催状況

開催月日	場所	会議概要
R1. 6.11	山口図書館	対話的読書活動「ライぶらり」推進事業について協議
R2. 2. 7	山口図書館	対話的読書活動「ライぶらり」推進事業について協議
R2. 11. 11	県庁	第4次計画の進捗状況について意見交換
R3. 11. 19	県庁	第4次計画の進捗状況について意見交換、効果的な取組について協議
R5. 2. 22	県庁	現状の取組、成果と課題について協議

##### (2) 令和5年度山口県子ども読書活動推進協議会の開催状況

本計画の策定にあたり、3回の会議を開催し、広範な御意見を伺いました。

開催月日	場所	会議概要
R5. 6. 20	県庁	骨子案協議
R5. 10. 5	県庁	素案協議
R6. 2. 6	県庁	最終案協議

##### (3) 令和5年度委員

区分	所属・役職等	氏名
学識経験者	山口県立大学・名誉教授	安光 裕子
学校等 関係者	野田学園幼稚園・副園長	中村 直子
	山口市立良城小学校・教諭	白石 幸江
	長門市立日置中学校・教諭	峠田 敦子
	県立岩国工業高等学校・教諭	河田 久美
	岩国市立東小学校・教頭	坂井 直樹
公立図書館 関係者	山陽小野田市立中央図書館・館長	山本 安彦
民間読書 団体	“ぶどうの木”一山口市子ども読書ネットワーク・代表	中村 佳恵
	お話の出前 ジョイントネット萩“草の芽”・代表	有田真美子
	絵本の読みあいグループ・代表	村岡 一葉
保護者団体	山口県PTA連合会・副会長	友景 里絵
	山口県地域活動連絡協議会・副会長	安光真裕美

## 5 推進計画関係部課

分類	所属	電話番号	FAX番号	Eメールアドレス
総務部	学事文書課	(083)933-2138	(083)933-2137	a10400@pref.yamaguchi.lg.jp
健康福祉部	障害者支援課	(083)933-2765	(083)933-2779	a14100@pref.yamaguchi.lg.jp
	こども・子育て応援局	(083)933-2747	(083)933-2759	a13300@pref.yamaguchi.lg.jp
	こども政策課			
教育庁	教職員課	(083)933-4624	(083)933-4559	a50200@pref.yamaguchi.lg.jp
	義務教育課	(083)933-4600	(083)933-4609	a50900@pref.yamaguchi.lg.jp
	高校教育課	(083)933-4627	(083)933-4619	a50300@pref.yamaguchi.lg.jp
	特別支援教育推進室	(083)933-4615	(083)933-4619	a503001@pref.yamaguchi.lg.jp
	地域連携教育推進課	(083)933-4650	(083)933-4669	a50400@pref.yamaguchi.lg.jp
	乳幼児の育ちと学び 支援センター	(083)933-4450	(083)933-4456	a50908@pref.yamaguchi.lg.jp
	県立山口図書館 (子ども読書支援センター)	(083)924-2111	(083)932-2817	a50401@pref.yamaguchi.lg.jp

「山口県子ども読書活動推進計画 第5次計画（最終案）」  
令和6年（2024年）2月

山口県教育庁地域連携教育推進課  
〒753-8501 山口県山口市滝町1－1  
TEL (083) 933-4650  
FAX (083) 933-4669